

IMARI SHINKIN REPORT 2020

2020 いまりしんきんレポート



2024
2023
2022
2021
2020
2019
2018
2017
2016
2015



あなたの街のパートナー

伊万里信用金庫

〒848-0047 伊万里市伊万里町甲375番地3
TEL (0955)23-3151
ホームページ URL <http://www.imarishinkin.co.jp/>

2020 IMARI SHINKIN

CONTENTS

ごあいさつ	1
当金庫のあゆみ	3
財務諸表	11
資金調達	19
資金運用	20
その他の業務	23
リスク管理体制の状況	24
リスク管理債権の状況	27
金融再生法上の開示債権	28
定性的な開示事項	29
金融仲介機能のベンチマークに関する開示	36
地域貢献	38
中小企業の経営支援に関する取組状況	41
総代会等に関して	44
お客様の満足度(利便性)向上の取組み	47



ごあいさつ

理事長 中山 武重

皆様には、平素より伊万里信用金庫をお引立て頂き、心より厚く御礼申し上げます。

本年も、当金庫の経営方針や業務の内容、業績などをご紹介し、一層のご理解いただくためにディスクロージャー誌「2020いまりしんきんレポート」を作成いたしました。ご高覧いただければ幸いに存じます。

さて、昨年末からの、新型コロナウイルス感染拡大は世界的に流行し、各国の行動制限は、内需外需の両面から世界景気に急ブレーキをかけています。国内経済においても、今年開催予定だった東京オリンピック(五輪)・パラリンピックも1年延期となり、政府も国民に対し緊急事態宣言を発令し、新型コロナの早期終息を図る為不要不急の外出制限など行い、わが国経済にも甚大な影響をもたらしています。特に、信用金庫の主要取引先である中小企業への影響は多大なもので、地元窯業界を始め、観光関連、飲食業に止まらず広範囲での業種に影響しています。

そのような中で、当金庫では、政府において「新型コロナウイルス感染症緊急対策」として決定された、中小・小規模事業者や個人事業主の事業の継続と雇用を守る為に強力に支援すべく地方公共団体の制度融資(実質無利息・無担保)等の相談を受け迅速かつ適切に実施できる態勢を構築しています。

令和元年度の決算は、期末残高で預金が825億円(対前年比2.52%増加)、貸出金が536億円(対前年比1.98%増加)となりました。損益の面では、年の後半の新型コロナウイルスの影響大きく、信用リスクの増加、有価証券市場の急落等の影響下、当期純利益が38百万円、自己資本比率は国内基準4%を上回る11.94%となり健全な経営を維持しております。これもひとえに地域のおお客様のご協力の賜と深く感謝いたしております。

また、現在工事進行しています、西九州自動車道の全面開通を前に、福岡県、伊万里市、松浦市の一带を結ぶ沿線地域の経済と産業の発展の懸け橋となるべく、令和2年11月(予定)松浦市に現松浦出張所ATM設置地に松浦支店を開設(店舗営業開始)する事と致しました。

私共は、これからも地域金融機関として経営理念を掲げ、地域経済やおお客様が抱える課題に真摯に向き合い、その解決に資する価値ある提案ときめ細かな支援を行い、地域の会員並びにおお客様から信頼され、必要とされる「いまりしんきん」を目指して参りたいと思います。

今後ともより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年6月



■ 経営理念

- 地域金融機関として地域産業・経済の健全なる発展を目指します。
- 地域金融機関として地域住民の生活文化の向上を図り豊かな未来創りを目指します。
- 地域金融機関として信用金庫の使命・役割を果たし社会的評価の向上を目指します。
- 地域金融機関として活力ある職場環境創りに努め信用・信頼・信任される人材育成を目指します。

伊万里信用金庫行動綱領

伊万里信用金庫は、高い公共性を有し、地域の中小企業と地域住民のための協同組織の金融機関として、①中小企業の健全な発展、②豊かな国民生活の実現、③地域社会繁栄への奉仕の三つのビジョンのもと、その社会的使命を自覚し、地域の課題解決と持続的発展のために尽力して参りました。

これからもそうした社会的使命と責任を全うする金融機関として、地域社会の負託に応え、これまで以上の揺るぎない信頼を確立するために、本行動綱領を定めるものであります。

(信用金庫の社会的使命と公共性の自覚と責任)

1. 信用金庫のもつ社会的責任と公共的使命を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努める。

(質の高い金融等サービスの提供と地域社会発展への貢献)

2. 経済活動を支えるインフラとしての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客さまのニーズに応えるとともに、セキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保などお客さまの利益の適切な保護にも十分配慮した質の高い金融および非金融サービスの提供等を通じて、地域経済・地域社会の発展に貢献する。

(法令やルールの厳格な遵守)

3. あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決してもとることのない、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。

(地域社会とのコミュニケーション)

4. 経営等の情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図る。

(従業員の人権の尊重等)

5. 従業員の人権、個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保する。

(環境問題への取組み)

6. 資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組む。

(社会貢献活動への取組み)

7. 信用金庫が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会とともに歩む「良き企業市民」として、積極的に社会貢献活動に取り組む。

(反社会的勢力との関係遮断)

8. 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除し、関係遮断を徹底する。

■ 経営方針

- 1) 課題解決型金融の強化
地域金融機関として、課題解決型金融への取組み等を通じて、地域活性化や地域の持続的な発展を目指します。
- 2) 独自性のさらなる発揮
協同組織金融機関の特性を活かし、地域の人と人、企業と企業の絆をつなぐ相互扶助の金融機関としての「存在感」「しんきんブランド力」をさらに発揮して参ります。
- 3) 永続性ある経営の確立
金庫理念の教育に取組み、企業の社会的責任であるCSR経営を目指し、内部管理態勢の整備、経営効率の向上に努め永続性ある経営の確立に努めます。

■ 金庫の主要な事業の内容

- 預金業務
預金 当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金等を取扱っております。
- 貸出業務
貸付 手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取扱っております。
手形の割引 商業手形の割引を取扱っております。
- 商品有価証券売買業務 国債等公共債の売買業務を行っております。
- 有価証券投資業務 預金の支払準備及び資金運用のため、国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。
- 内国為替業務 送金為替、当座振込及び代金取立等を取扱っております。
- 外国為替業務 輸出、輸入及び外国送金その他外国為替に関する各種業務について信金中央金庫の取次業務を行っております。
- 附帯業務 信金中央金庫、他各種代理業務
保護預り及び貸金庫業務
有価証券の貸付
債務の保証
公共債の引受及び国債等窓口販売業務
保険商品の窓口販売
投資信託の窓口販売
電子債権記録業に係る業務
地方公共団体の公金取扱業務

■ 役員一覧

(令和2年6月末現在)

役員	氏名	常勤・非常勤の別	代表・非代表の別	担当部門
理事長	中山 武重	常勤	代表	総括
常務理事	山口 宏	常勤	代表	総括補佐、審査管理部長委嘱
常務理事	岩本 貢	常勤	代表	総括補佐、業務部長委嘱、営業推進部長委嘱
常勤理事	谷口 周作	常勤		総務部長委嘱、財務企画部長委嘱、法務担当
常勤理事	田代 俊二	常勤		本店営業部長委嘱
理事	古賀 富男	非常勤※1		
理事	吉岡 正夫	非常勤		
理事	中村 秀人	非常勤		
理事	三井 鐘憲	非常勤※1		
理事	前田 清浩	非常勤※1		
常勤監事	山崎 洋一	常勤		
監事	宮原 善信	非常勤		
員外監事	池田 常雄	非常勤※2		

※1 職員外理事です。 ※2 信用金庫法第32条5項に定める員外監事です

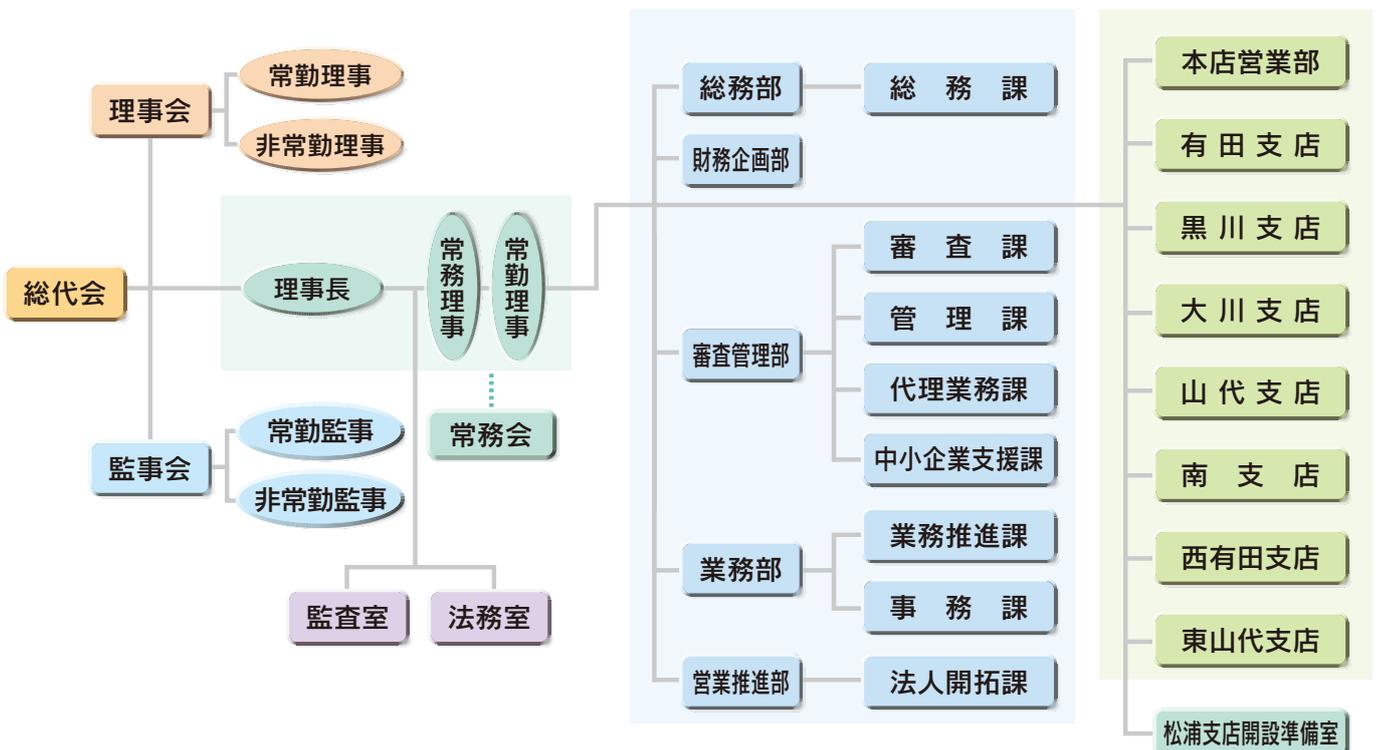
● 当金庫のあゆみ ●

沿革

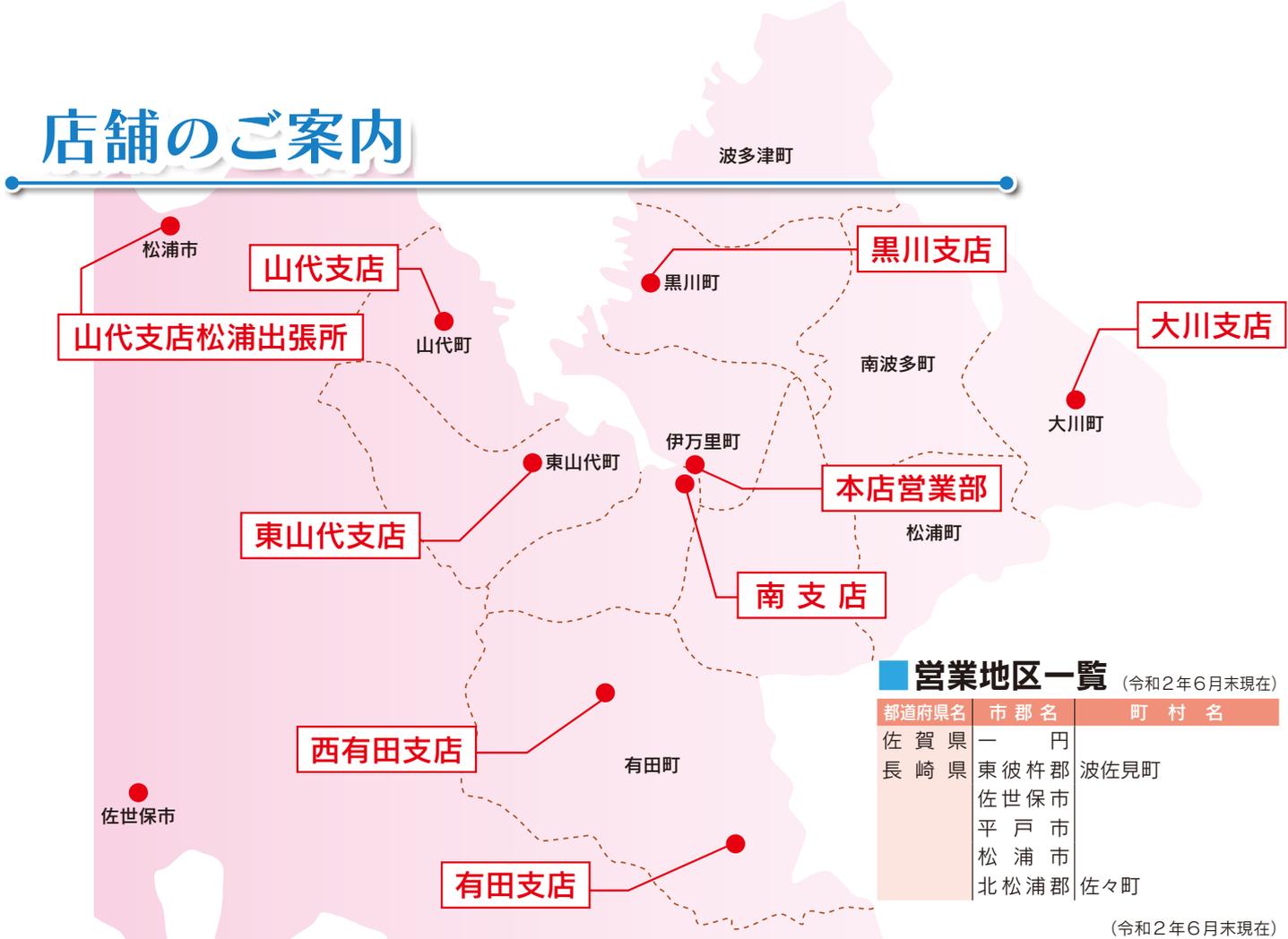
大正14年 2月24日	有限責任伊万里信用組合設立	昭和51年 9月13日	南支店開設
昭和15年 2月28日	伊万里信用購買利用組合に改組	昭和55年11月17日	西有田支店開設
昭和19年 7月 1日	市街地信用組合法により伊万里町信用組合に改組	昭和63年 5月20日	営業地区を佐世保市のうち三川内地区を拡張
昭和28年 3月31日	信用金庫法により伊万里信用金庫に改組	平成 3年 5月13日	東山代支店開設
昭和28年 4月 1日	漁港支店開設（現黒川支店）	平成 3年 8月 1日	大川出張所が支店昇格となる
昭和29年10月11日	営業地区を伊万里市と変更	平成10年11月24日	本店新築移転
昭和34年 6月 8日	大川出張所開設（現大川支店）	平成18年 4月 1日	漁港支店から黒川支店へ支店名を変更
昭和37年 4月12日	山代出張所開設（現山代支店）	平成20年12月 1日	黒川支店新築
昭和38年 9月30日	営業地区を西松浦郡一円に拡張	平成27年 4月 1日	住宅金融支援機構「フラット35」の取扱開始
昭和40年 4月 1日	有田支店開設	平成28年 7月 1日	営業地区を佐賀県一円及び長崎県東彼杵郡波佐見町、佐世保市、平戸市、松浦市、北松浦郡佐々町に拡張
昭和41年 5月21日	営業地区を長崎県北松浦郡福島町及び東彼杵郡波佐見町に拡張	平成30年12月11日	伊万里商工会議所と当金庫との連携に関する協定書を締結
昭和45年 5月21日	営業地区を佐賀県一円及び長崎県松浦市に拡張	令和 2年 1月14日	山代支店松浦出張所開設

■ 事業の組織

（令和2年6月末現在）



店舗のご案内



営業地区一覧 (令和2年6月末現在)

都道府県名	市郡名	町村名
佐賀県	一 円	
長崎県	東彼杵郡	波佐見町
	佐世保市	
	平戸市	
	松浦市	
	北松浦郡	佐々町

(令和2年6月末現在)

本店営業部
 〒848-0047 伊万里市伊万里町甲375番地3
 ☎(0955)23-3151

有田支店
 〒844-0018 西松浦郡有田町本町丙1069番地1
 ☎(0955)42-3104

黒川支店
 〒848-0121 伊万里市黒川町塩屋230番地1
 ☎(0955)27-1111

大川支店
 〒849-5251 伊万里市大川町大川野3370番地1
 ☎(0955)29-3151

山代支店
 〒849-4256 伊万里市山代町久原2871番地5
 ☎(0955)28-3151

南支店
 〒848-0041 伊万里市新天町521番地1
 ☎(0955)23-4161

西有田支店
 〒849-4153 西松浦郡有田町立部乙2178番地2
 ☎(0955)46-4711

東山代支店
 〒849-4271 伊万里市東山代町長浜2135番地1
 ☎(0955)22-2600

山代支店松浦出張所
 〒859-4502 松浦市志佐町里免360番地

各種サービス

●自動支払い

電気・ガス・水道・電話・NHKなどの公共料金、税金、社会保険料等のお支払いを一度の手続きだけで、あとはお客様に代って行います。

●年金自動受取サービス

一度手続きすれば、年金が毎回ご指定の預金口座に振込まれます。特典としてスーパー定期1年もの、300万円を限度に金利の上乗せ、お誕生日プレゼント、年金旅行(ふれあい旅行)のご案内があります。

●給与振込

給与やボーナスがお勤め先から直接口座に振込まれます。

●しんきん為替

全国の信用金庫・銀行などをオンラインで結び迅速で確実なご送金、お振込みをいたします。また、手形・小切手の代金取立のお取扱をいたします。

●しんきん^{ゼロ}ネットサービス 及びキャッシュサービス

全国の信用金庫の本支店ではATMでの入出金が以下の時間帯で手数料無料にて

ご利用できます。(サービスの対象とならないしんきんATMが一部あります)

入出金：平日 8:45～18:00

出金：土曜日 9:00～14:00

又、全国の提携金融機関の本支店及び郵便局のATMでカードによる預金の払出しと残高の照会ができます。

●保管サービス

(貸金庫) 預金証書、貴金属などを安全に管理いたします。

(保護預り) 国債などをお預かりして、元利金は期日に指定口座へご入金いたします。

(夜間金庫) 時間外に売上金などをお預かりし翌営業日に指定口座へご入金いたします。

●外国送金

取引に関わる決済資金等の海外への送金もできます。

●Qネットサービス

貴社の集金業務を合理化するために、貴社に代わって集金先の取引金融機関から、口座振替により代金を集金するサー

ビスです。Qネットは、福岡県、佐賀県、長崎県に本店を置く、銀行・信用金庫・労働金庫・農業協同組合で構築した地域共同ネットワーク(九州金融ネットワーク)の愛称です。

●アンサーサービス

お取引口座へ振込入金の内容をお知らせしたり、残高照会などのお問い合わせにお答えします。パソコンや多機能電話を使用して振込を行うことができます。

●しんきんテレホンバンキング

電話で残高照会・振込・振込照会・入出金明細照会ができます。

●インターネットバンキングサービス

職場やご自宅のパソコンから簡単に預金の残高や入金・出金の明細を確認することができたり振込み・振替がご利用いただける大変便利なサービスです。

ATM設置状況

(令和2年6月末現在) カード・通帳の紛失・盗難 緊急連絡先: TEL 0120-23-3187
営業日の8:30から18:00の時間帯は、各お取引の営業店へご連絡ください。

店舗名	種類	稼働時間			所在地
		平日	土曜日	日曜日及び祝日 (土曜日の祝日を除く)	
本店営業部	ATM	8:00～21:00	8:00～21:00	8:00～21:00	伊万里市伊万里町甲375番地3
有田支店	ATM	8:45～21:00	9:00～21:00	9:00～21:00	西松浦郡有田町本町丙1069番地1
黒川支店	ATM	8:45～21:00	9:00～21:00	9:00～21:00	伊万里市黒川町塩屋230番地1
大川支店	ATM	8:45～18:00			伊万里市大川町大川野3370番地1
山代支店	ATM	8:45～18:00			伊万里市山代町久原2871番地5
南支店	ATM	8:00～21:00	9:00～21:00	9:00～21:00	伊万里市新天町521番地1
西有田支店	ATM	8:45～21:00	9:00～21:00	9:00～21:00	西松浦郡有田町立部乙2178番地2
東山代支店	ATM	8:45～18:00			伊万里市東山代町長浜2135番地1
伊万里市役所出張所	ATM店外	8:00～21:00	9:00～18:00		伊万里市立花町1355番地1
まつばや脇田店出張所	ATM店外	8:45～19:00	9:00～18:00		伊万里市脇田町川久保171番地1
山代支店松浦出張所	ATM店外	8:00～20:00	8:00～20:00	8:00～20:00	松浦市志佐町里免360番地

各種手数料一覧

(令和2年4月末現在) 手数料は消費税込みの金額です。

内国為替手数料

1件あたり料金

区分	金額区分	自店あて	当金庫本支店あて	県内他金庫あて	他行あて	
窓口扱い振込	電信扱	5万円未満	110円	220円	220円	550円
	文書扱	5万円以上	330円	440円	440円	770円 会員様550円
お家賃払込通帳による振込	5万円未満	110円	110円			
	5万円以上	330円	330円			
インターネットバンキングサービス	5万円未満	0円	110円	110円	440円	
	5万円以上	0円	330円	330円	660円 会員様440円	
ホームページバンキングサービス	5万円未満	0円	110円	110円	440円	
	5万円以上	0円	330円	330円	660円 会員様440円	
ATM振込サービス	5万円未満	0円	110円	110円	440円	
	5万円以上	現金220円 キャッシュカード0円	330円	330円	660円 会員様440円	
テレホンバンキングサービス	5万円未満	0円	110円	110円	440円	
	5万円以上	0円	330円	330円	660円 会員様440円	
自動振込(登録方式)	5万円未満	0円	110円	110円	440円	
	5万円以上	0円	330円	330円	660円 会員様440円	
広域交換手数料	広域交換地域の小切手入金 1通につき 660円 ※ただし、当金庫と同一交換地域内の小切手および当金庫の小切手ご入金の場合は、無料となります					
	※代金取立1通につき	通常分	440円	440円	660円	660円
	期日間近分			1,100円	1,100円	
送金(送金小切手1件につき)				660円	660円	
送金振込の組戻料				1件につき	660円	
取立手形組戻料				1通につき	660円	
取立手形店頭提示料(自店以外の窓口到店頭提示を行う場合)				1通につき	1,100円	
不渡手形返却料				1通につき	660円	

※代金取立について、当日自店にて窓口入金できるものについては無料とします。 ※代金取立について、速達扱い等の場合期日間近分とします。

預金関係・その他手数料

項 目		署名鑑有	署名鑑無	
手形小切手	当座小切手帳	1冊あたり(50枚綴)	880円	660円
	約束手形帳	1冊あたり(50枚綴)	1,100円	880円
	為替手形帳	25枚		440円
	専用(マル専)約束手形	口座開設手数料(割賦販売通知書1件につき)		3,300円
貸金庫	貸金庫利用料	手形用紙	1枚につき	550円
		小型(年額)		6,600円
		中型(年額)		11,000円
	大型(年額)		13,200円	
夜間金庫	バック貸与手数料	1個につき		2,200円
でんさいネットサービス利用手数料				
その他	初期設定手数料(当初1回のみ発生)			11,000円
	月額利用料(月額定額)※ ※IB基本手数料込み	債権者としての利用および債務者としての利用の場合	毎月	5,500円
		債権者としての利用の場合(でんさいの振込を受取るのみ)	毎月	3,300円
		他書面による開示等の場合、郵送等の実費とする		
残高証明書	1通(オペレーション回数)につき			330円
再発行手数料	キャッシュカード・ローンカード紛失・汚損などお客様側の原因による再発行(1件につき)			1,100円
	預金通帳・証書 1件につき			550円
	ICキャッシュカード生体登録料			3,300円
後見支援預金	口座開設手数料(初回のみ)			11,000円
	口座管理手数料(月額)			550円

両替機利用手数料

両替後の合計枚数	手数料(消費税込み)
1枚～50枚	無料
51枚～499枚	100円
500枚～999枚	200円
1,000枚以上	300円

窓口両替手数料

ご希望金種の合計枚数	手数料(消費税込み)
1枚～50枚	無料
51枚～200枚	220円
201枚～400枚	440円
401枚～600枚	660円
601枚～800枚	880円
801枚～1,000枚	1,100円
1,001枚以上	1,000枚ごとに550円加算

訪問時両替手数料

ご希望金種の合計枚数	手数料(消費税込み)
1枚～10枚	無料
11枚～200枚	500円
201枚～500枚	800円
501枚～1,000枚	1,500円
1,001枚～2,000枚	2,500円
2,001枚～3,000枚	4,000円

融資関連手数料

項 目		金額	
割引手形	取立料	佐賀交換地区(1通)	660円
		自店・僚店(1通)	440円
		他所(1通)	660円
	信用調査料	1,100円	
手形貸付	用紙代	新規実行手数料	1,100円
		手形書換手数料(期限内)	550円
		手形書換手数料(条件変更)	5,500円
証書貸付	新規実行手数料	2,200円	
	消費者金融実行手数料	2,200円	
	条件変更手数料	5,500円	
	個人ローン(保証付)条件変更手数料	2,200円	
住宅ローン	新規実行手数料	44,000円	
	一部繰上返済・全額繰上返済(100万円以上)	5,500円	
	つなぎ資金(手形貸付)	11,000円	
カードローン	カードローン実行手数料	0円	
	極度額変更手数料	1,100円	
	新当座貸越新規及び更新手数料	1,100円	
	事業者カードローン更新手数料	1,100円	
金銭保証書発行・変更手数料		2,200円	
証明書発行手数料(住宅所得控除証明書・支払利息証明書・残高証明書等)		330円	
融資・預金取引履歴発行手数料(1通)(返済予定表・融資取引明細等)		110円	
融資証明発行手数料		5,500円	
株式・出資保管証明書発行手数料 基本料金5,000円+(保管金×1,000分の1)+消費税			
不動産担保設定(住宅ローン以外)		22,000円	
抵当権変更に伴う登記(抹消以外)(極度額の変更・追加設定・債務者の変更・順位変更等)		22,000円	
融資関連調査費		実費	
期限前弁済手数料(借入期間5年以上で返済期間の2分の1を経過しない借入)			
①弁済時、返済残存期間10年超： 期限前弁済手数料=期限前弁済金額×弁済時の約定金利×3			
②弁済時、返済残存期間5年超10年以下： 期限前弁済手数料=期限前弁済金額×弁済時の約定金利×2			
③弁済時、返済残存期間5年以下： 期限前弁済手数料=期限前弁済金額×弁済時の約定金利×1			

商品のご案内

預 金	
総合口座	普通預金と定期預金を一冊にセットした便利な通帳です。いざという時、定期預金の90%最高300万円まで自由に借り入れる事ができます。
当座預金	事業・ご商売の支払に便利な小切手・手形の決済資金のための預金です。
普通預金	給与・年金の受取、公共料金の自動支払等、くらしのおサイフがわりに便利な預金です。
貯蓄預金	普通預金感覚でご利用いただけ、基準残高以上であれば利息は普通預金より、有利な預金です。
通知預金	まとまったお金の一時預け入れに最適です。
納税準備預金	税金のお支払いに備える預金で、お利息は非課税です。
決済用普通預金	預金保険制度により全額保護される無利息の普通預金です。
期日指定定期預金	1年複利の定期預金です。お預入れ1年経過後は、1カ月前のご通知でいつでもご自由にお引き出しできます。また、元金の一部お支払も可能です。
スーパー定期預金	まとまった資金の一定期間の運用に適した預金です。
大口定期預金	大口資金の一定期間の運用に適した預金です。
変動金利定期預金	預入れ6カ月は預入時の利率ですが、その後は6カ月毎のサイクルで利率が見直される変動金利の定期預金です。
積立定期預金	目的額に応じて自由に組み合わせが可能な積立型の定期預金です。
定期積金(スーパー積金)	目標を定めたら、毎月、ムリのない積立てで、必要な資金作りができます。
財形年金貯蓄	お勤めの方の個人年金プラン。豊かなシルバークライフの準備にどうぞ。マル財の非課税枠がご利用になれます。
財形住宅貯蓄	住宅取得プランの強力な助っ人です。毎月計画的にお積立て下さい。マル財の非課税枠がご利用になれます。
一般財形貯蓄	財産づくりを目的として、給与・ボーナスから天引きで積立てができます。
保 険	
個人年金保険	将来の公的年金では不安をお持ちの方へ、また相続税等税制面の特典も含め資産の有効活用におすすめします。
終身保険	大切な資産をたしかな未来につなげる保険です。
医療保険	公的医療保険(健康保険)の自己負担分を補完するための保険です。
がん保険	医療保険の支払い対象となる疾病をがん等の特約疾病に絞り、保険料を低廉にした保険です。
学資保険	積立感覚で無理なく教育資金を準備できる貯蓄型の保険です。
火災保険(しんきんグッドすまいる)	住宅ローンをご利用になるお客様へ大切なマイホームにぴったりの保険です。幅広い補償内容で納得いただける保険料がおすすめです。
標準傷害保険	ケガや介護に備える、充実の保証。簡単な手続きで、もしもの時の安心をお手頃な保険料でご提供します。
債務返済支援保険(しんきんグッドサポート)	住宅ローンご利用のお客様が病気・けがで働けなくなった期間の返済を最長25ヵ月バックアップします。
給与サポート保険	病気やケガで就労困難状態になった場合に給付をお受取り頂ける保険です。
業務災害	事業者従業員のケガや事故、業務を原因とするうつ病や過労等による脳・心臓疾患などに幅広く補償する保険です。
証券業務	
投資信託	投資信託は、多くのお客様からお預かりした資金をひとつにまとめ、運用の専門家である投資信託会社が、国内外の株式や債券、リートの金融商品投資し、その成果をお客様にお返りする商品です。
個人向け国債	国債は国が発行する安全性の高い債券です。3年満期(固定)・5年満期(固定)・10年満期(変動)の3種類を取扱っています。
融資(ローン)	
個人向け	
しんきんカードローン	一度の手続きで、いつでも必要な資金をご利用限度額内で、繰り返し何回でもご利用できます。 【ご融資極度額】 300万円以内 【更新期間】 2年
各種カードローン	一度の手続きで、いつでも必要な資金をご利用限度額内で、繰り返し何回でもご利用頂けます。おまとめにも最適です。 【ご融資極度額】 10万円~800万円 【更新期間】 1年 3年
フリーローン・モア	使いみち自由な資金(事業資金は除く)で気軽に利用できます。 【ご融資額】 1,000万円以内 【期 間】 6ヵ月以上10年以内
フリーローン・スーパーモア	使いみち自由な資金(事業資金を除く)で気軽に利用できます。 【ご融資額】 500万円以内 【期 間】 6ヵ月以上15年以内
多目的ローン「いまリッチ」	健康で文化的な生活を営むための必要な資金としてご利用できます。 【ご融資額】 300万円以内 【期 間】 6ヵ月以上7年以内
フリーローン「スピーディー」	消費者ローンの一歩化等で毎月の返済負担軽減に利用できます。 【ご融資額】 800万円以内(1万円単位) 【期 間】 10年以内(ただし、専業主婦は50万円以内)

教育カードローン「学資応援団Z」	学生生活で必要とする資金としてご利用できます。(入学金、授業料などの学費、及び学生生活を維持するのに必要な資金) 【ご融資極度額】 500万円以内 (但し、限度額は前年度年収の50%以内とします)
しんきんフリーローン	資金使途は自由(事業性資金・おまとめ資金可) 【ご融資額】 500万円以内 【期 間】 10年以内
しんきん個人ローン	レジャー、結婚、教育などに(事業資金以外の健全な資金)気軽にご利用できます。 【ご融資額】 500万円以内 【期 間】 10年以内
しんきん福祉ローン	高齢者、障害者のための設備、器具、介助者等を必要とされる場合にご利用できます。 【ご融資額】 500万円以内 【期 間】 10年以内
しんきんカーライフプラン	新・中古車の購入、免許取得など車に関するローンです。 【ご融資額】 1,000万円以内 【期 間】 10年以内(ボーナス併用可、据置期間最長6ヵ月)
新マイカーローン	新・中古車の購入、他行マイカーローンの借替資金、免許取得等に関するローンです。 【ご融資額】 1,000万円以内 【期 間】 10年以内(ボーナス併用可、据置期間最長6ヵ月)
ライフサポートプラン	資金使途は原則自由とし、サラリーマン個人の住宅、教育資金、結婚資金等を長期にゆとりを持って利用いただき、くらしのお手伝いをするローンです。 【ご融資額】 1,000万円以内 【期 間】 15年以内
しんきん教育プラン「春一番」	お子様の入学金や授業料など学校に納める学費のほか、制服、教科書のご購入などにもご利用いただけます。 【ご融資額】 1,000万円以内 【期 間】 16年以内
シニアライフローン	年金受給者の充実した生活に必要なリフォーム資金、カーライフローン、旅行資金等幅広い資金ニーズに利用できます。 【ご融資額】 1,000万円以内 【期 間】 3ヵ月以上10年以内
住宅ローン(しんきん保証)	住宅の新築・購入・増改築、マンションの購入にもご利用いただけます。 【ご融資額】 8,000万円以内 【期 間】 35年以内
住宅ローン(全国保証)	【ご融資額】 1億円以内(1万円単位) 【期 間】 35年以内
3大疾病保証特約付住宅ローン	万一、「がん」「急性心筋梗塞」「脳卒中」の3大疾病により所定のお支払い事由に該当された場合、住宅ローン残高全額が3大疾病保険金として支払われます。
しんきん「エコ住宅」リフォームローン	太陽光発電・オール電化・ガス省エネのエコ住宅リフォームにご利用いただけます。 【ご融資額】 1,000万円以内 【期 間】 15年以内
リフォームプラン(しんきん保証)	住宅の増改築等リフォームにご利用できます。 【ご融資額】 1,000万円以内 【期 間】 15年以内
無担保住宅ローン	自宅の購入、リフォーム、住宅ローンの借換等に利用いただけます。 【ご融資額】 1,500万円以内 【期 間】 3ヵ月以上20年以内
農業者向け	
農機具購入ローン	農業用機械購入資金としてご利用いただけます。 【ご融資額】 300万円以内 【期 間】 7年以内
農業者向けローン	農業事業者の運転資金・設備資金としてご利用いただけます。 【ご融資額】 300万円以内 【期 間】 6ヵ月以上5年以内
事業者向け	
新当座貸越ローン	契約貸越限度額内で事業性資金にご利用できます。 【ご契約額】 5,000万円以内 【更新期間】 2年 途上審査の対象となります。
事業者カードローン	事業に必要な設備資金、運転資金をスピーディーにご用立てします。当座貸越型で極度額までいつでも自由にご利用いただけます。信用保証協会の保証をお願いしております。 【ご融資額】 2,000万円以内 【更新期間】 2年
しんきんがん先進医療ローン	がん先進医療の治療費をご用立てします。 【ご融資額】 300万円以内 【期 間】 7年以内
いしん創業支援ローン	当金庫営業エリアにおいて新たな事業を6ヶ月以内に開業されるか、又は開業してから3年以内の法人、個人の運転資金または設備資金として、ご利用いただけます。 【ご融資額】 300万円以内(10万円単位) 【期 間】 5年以内
一般のご融資(割引手形、手形貸付、証書貸付、当座貸越)	
健全な使途のもの	
公的制度融資	
各地方団体のもの 【ご融資額】 各団体基準 【期 間】 各制度基準	
代理業務	
信金中央金庫、住宅金融支援機構(フラット35)や㈱日本政策金融公庫等の資金の貸付 【ご融資額】 各団体基準 【期 間】 各団体基準	

おあそびよくらする夏の夢♪

スーパー積金

キャンペーン

【対象期間】2020年4月1日(水)～2021年3月31日(水)

特典

定期30万円以上ご契約いただいた方に
アンパンマン貯金箱をプレゼント!!

特典2

ご契約額に応じて
いずれか1つプレゼント!

50万円以上 → [商品イメージ]

100万円以上 → [商品イメージ]

伊万里信用金庫

いまりしんきん

サマー

定期預金

【対象期間】令和2年7月1日(水)～令和2年8月31日(水)

特別金利
年0.05%

スーパー定期 1年もの

伊万里信用金庫

伊万里信用金庫

消費者ローン

キャンペーン

住宅(新築・リフォーム)ローン
 カーライフ(新車・エコカー)
 教育(教育資金)
 フリーローン

お祝いみち自由なカードローン(団体貸あり)

しんきん きゃつする

インターネットから申し込む

伊万里信用金庫

いまりしんきん

やる気MAX

住宅プラン

期間最優遇金利 3年・5年・10年

返済専用
 生命保険料を含む(0.35%)
年0.90%

伊万里信用金庫

学資応援団Z

教育カードローン

年**4.80%**

入学・授業料・教材費もOK!
 下宿費用・給食費もOK!
 在学期間中は利息返済でOK!
 支払済資金もOK!
 借増もOK!

ご返済総額
 10万円以上500万円以内

伊万里信用金庫

《いまりしんきん》で

公的年金をお受取りの方、これからお受取りになれる方へ

うれしい

4つの特典のご案内

1 特別金利定期預金
 スーパー定期
 1年もの
 特別金利に**+0.2%**

2 お誕生プレゼント
 伊万里信用金庫で公的年金をお受取りにたいしているお客様に、毎年の誕生日に豪華なプレゼントを贈らせていただきます。

3 団体傷害保険制度
 シニアサポーター
 付加に加入する団体傷害保険制度(健康障害保障)シニアサポーターへご加入することができません。

4 「ふれあい旅行」のご案内
 お客様のふれあいの場として、安心・お楽しみ旅行資金をご案内させていただきます。

年金のことなら
 《いまりしんきん》へ

伊万里信用金庫

■ 事業の概況（94期）

【事業の方針】

当金庫のもつ社会的責任と公共的使命を常に自覚し、地域社会の発展のため地域金融機関として「地域産業・経済の健全なる発展」「地域住民の生活文化の向上、豊かな未来創り」「地域に根ざした社会的評価の向上」「地域から信用・信頼・信任される人材育成」を経営理念に掲げ取り組んでいます。

【経営方針】

平成30年度よりスタートした「伊万里信用金庫3か年計画」を引き続き信用金庫の原点である「相互扶助」の経営理念に基づき、前計画の考え方を継承しつつ「つなぐ力」など、その独自性・特性の強みを発揮しながら、地域社会の発展をお客様と共に目指し、豊かな地域の未来を創り上げ（共創）、地域金融機関としての強固な経営基盤の確立と地域やお客様から必要とされ続けるという、確固たる地歩を築くことを目指しました。

【令和元年度基本目標】

1. 支援・営業力の深化
 - ・企業のライフステージに応じた支援（経営改善・事業再生支援、事業承継支援）
 - ・広範な中小企業関係機関および外部専門家等との連携、各種公的支援制度の活用
 - ・ライフサポーター機能の発揮（お客様の生涯価値の向上に向けた取組み）
 - ・地方創生のプラットフォーム機能の発揮（地域価値の向上に向けた取組み）
 - ・フィンテック等IT戦略の検討、推進（キャッシュレス決済の推進およびITを駆使した戦略）
2. 経営力・内部態勢の深化
 - ・「価値ある提案」を通じての収益力の向上
 - ・役務収益の拡充
 - ・資金運用力の強化
 - ・「法令等遵守態勢」・「顧客保護等管理態勢」を見直しながら、役職員の意識向上を図る
 - ・経営環境の変化を踏まえながら、リスク管理態勢に継続的な改善を図る
 - ・各種制度、規制に関する対応（民法改正等の対応）
 - ・経営管理態勢の充実、強化に向けた施策の推進（マネロン、反社、サイバー、BCPのそれぞれの対応）
3. 人材力・組織力の深化
 - ・人材の確保（採用戦略の充実、若手職員の早期離職防止）
 - ・地域の期待に応える「信用金庫人」の育成
 - ・「働き方改革」の推進と法対応
 - ・「多様な人材の積極的な活用」の推進
 - ・外部人材の有効活用
4. 業界総合力の深化
 - ・上記1.～3の取組みをさらに進化させるために、業界との連携と協調を行う

【令和元年度 数値目標】

預 金	末 残	820億円	平 残	819億円
貸 出 金	末 残	540億円	平 残	530億円
当期純利益	126百万円			

【経済金融事情】

令和元年度の国内経済は、開催予定だった東京オリンピック・

パラリンピックは新型コロナウイルスの世界的なパンデミックを受け、1年延期となりその影響による経済損失は大きく、現在も新型コロナウイルスは世界に拡がり、わが国経済にも甚大な影響をもたらしています。政府も国民に対し緊急事態宣言により、流行の早期終息を図るため不要不急の外出制限などを行い、また経済対策として中小・小規模事業者への資金繰り支援や雇用維持をさらに強化する支援を行うことを含め総合経済対策が実行されています。株価も、新型コロナウイルスの感染状況や経済活動への先行き不透明が根強い中、売買が交錯し運用も低迷、預貸金利鞘も厳しい状況であります。

このような環境であります。当金庫は、「協同組織の地域金融機関」としての原点を踏まえ、「地域のために存在し、地域を守る」という確固たる信念のもと、現在の地域やお客様が抱えているさまざまな課題と真摯に向かい合い、地域経済を支えたいと考えております。

【業績】

令和元年度の業容につきましては、預金積金の期末残高が825億円（前期比20億円増加、伸長率2.52%増）、貸出金の期末残高が536億円（前期比10億円増加、伸長率1.98%増）となりました。

損益状況につきましては、経常収益が1,450百万円（前期比32百万円減収、2.15%減）、経常費用が1,354百万円（前期比104百万円増加、8.32%増）となり、経常利益は96百万円（前期比135百万円減益、58.50%減）税引前当期純利益は96百万円（前期比135百万円減益、58.52%減）、当期純利益は38百万円（前期比152百万円減益、79.93%減）となりました。

自己資本比率の状況につきましては、11.94%と国内基準である4%を大きく上回っております。

なお、決算に関しましては、会員や顧客の信頼を得るべく有限責任監査法人トーマツの会計監査を受け、より正確で透明性の高いものとなるよう努めております。

		金 額	目標達成率	対前年伸長率
預 金	末 残	82,526百万円	100.61%	2.52%
	平 残	84,079百万円	102.56%	6.29%
貸 出 金	末 残	53,616百万円	99.26%	1.98%
	平 残	52,913百万円	99.81%	3.75%
当期純利益		38百万円（前期比152百万円減益、79.93%減）		

【事業の展望及び当金庫が対処すべき課題】

令和2年度は、「しんきん『共創力』発揮3か年計画」の最終年度であります。地域の経済の活性化や中小企業の持続的な発展に貢献することを使命とする信用金庫の特色を活かし、創業支援、知的資産経営の支援、商談会などの販路開拓支援など今後も積極的に関わって参ります。

現在当地でも、緊急事態宣言による不要不急の外出制限の影響は大きく、特に飲食業・宿泊・観光関連・小売業など多岐にわたり、当金庫では中小・小規模事業者や個人事業主の事業の継続を強力に支援すべく政府において決定された「新型コロナウイルス感染症緊急対策」に基づく地方公共団体の制度融資（実質無利息・無担保）等を迅速かつ適切に活用して支援体制の構築を進めています。

これからも地域金融機関として経営理念を掲げ、「課題解決型金融の推進」「地域社会の活性化や環境問題等の社会的責任」に取り組むこと、会員並びにお客様から信頼され、地域から必要とされる「いまりしんきん」を目指し、地域密着型金融の一層の推進に取り組むこととしております。

最近5年間の主要な経営指標の推移

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
経常収益	千円	1,506,775	1,472,218	1,577,571	1,482,649	1,450,843
経常利益（又は経常損失（△））	千円	262,687	218,998	227,854	232,156	96,347
当期純利益（又は当期純損失（△））	千円	171,064	268,156	149,206	191,200	38,380
出資総額	百万円	193	193	196	199	200
出資総口数	千口	387	387	393	398	401
純資産額	百万円	5,227	5,308	5,310	5,557	5,211
総資産額	百万円	76,991	78,440	81,369	87,000	88,541
預金積金残高	百万円	71,134	72,567	75,521	80,498	80,498
貸出金残高	百万円	47,474	49,038	50,406	52,576	53,616
有価証券残高	百万円	19,322	19,957	19,033	19,774	19,575
単体自己資本比率	%	12.31	12.54	12.49	12.07	11.94%
出資に対する配当金（出資1口当たり）	円	20	20	20	15	15
役員数	人	11	13	13	13	13
うち常勤役員数	人	6	7	7	7	6
職員数	人	87	81	81	88	85
会員数	人	6,010	6,073	6,111	6,200	6,240

業務粗利益

（単位：千円、%）

	平成30年度	令和元年度
資金運用収支	1,148,174	1,154,058
資金運用収益	1,205,857	1,207,334
資金調達費用	57,682	53,275
役務取引等収支	△ 18,338	△ 20,346
役務取引等収益	128,703	130,695
役務取引等費用	147,042	151,042
その他の業務収支	△ 2,021	456
その他業務収益	19,585	32,969
その他業務費用	21,607	32,513
業務粗利益	1,127,814	1,134,168
業務粗利益率	1.37	1.29

- （注） 1. 業務粗利益率＝業務粗利益／資金運用勘定平均残高×100
 2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

業務純益

（単位：千円）

	平成30年度	令和元年度
業務純益	124,324	124,359
実質業務純益		140,551
コア業務純益		121,831
コア業務純益（投資信託解約損益を除く）		121,831

- （注） 1. 業務純益＝業務収益－（業務費用－金銭の信託運用見合費用）
 業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。
 また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額（または取崩額）を含みます
 2. 実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額
 実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
 3. コア業務純益＝実質業務純益－国債等債権損益
 国債等債権損益は、国債等債権売却益、国債等債権償還益、国債等債権売却損、国債等債権償還損、国債等証券償却を通算した損益です。
 4. 「実質業務純益」「コア業務純益」「コア業務純益（投資信託解約損益を除く）」については、銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和元年9月13日）による改正を受け、令和元年度分より開示することとなったため、開示初年度につき、令和元年度分のみを開示しております。
 なお、「業務純益」については、昨年と同様に開示しております。

負債及び純資産

(単位：百万円)

科 目	第93期	第94期
	平成31年3月31日現在	令和2年3月31日現在
【負債の部】		
預金積金	80,498	82,526
当座預金	1,073	1,152
普通預金	26,217	26,589
貯蓄預金	53	60
通知預金	0	0
定期預金	48,558	49,878
定期積金	4,226	4,407
その他の預金	370	437
借入金	285	255
その他負債	204	219
未決済為替借	26	10
未払費用	28	25
給付補てん備金	1	2
未払法人税等	40	42
前受収益	22	34
リース債務	54	59
その他の負債	31	44
賞与引当金	24	24
役員賞与引当金	7	4
退職給付引当金	151	153
役員退職慰労引当金	88	89
再評価に係る繰延税金負債	4	4
債務保証	177	53
負債の部合計	81,442	83,330
【純資産の部】		
出資金	199	200
普通出資金	199	200
利益剰余金	5,307	5,340
利益準備金	196	199
その他利益剰余金	5,110	5,140
特別積立金	3,800	3,900
当期末処分剰余金	1,310	1,240
会員勘定合計	5,507	5,541
その他有価証券評価差額金	216	△ 164
土地再評価差額金	△ 165	△ 165
評価・換算差額等合計	50	△ 329
純資産の部合計	5,557	5,211
負債及び純資産の部合計	87,000	88,541

剰余金処分計算書

(単位：円)

科 目	第93期	第94期
当期末処分剰余金	1,310,789,686	1,240,717,894
剰余金処分額	108,452,146	107,418,100
利益準備金	2,529,000	1,450,000
普通出資に対する配当金	5,923,146	5,968,100
特別積立金	100,000,000	100,000,000
繰越金（当期末残高）	1,202,337,540	1,133,299,794

損益計算書

(単位：千円)

科 目	第93期 平成31年3月31日現在	第94期 令和2年3月31日現在
経常収益	1,482,649	1,450,843
資金運用収益	1,205,857	1,207,334
貸出金利息	983,214	997,506
預け金利息	15,136	8,544
有価証券利息配当金	199,397	193,261
その他の受入利息	8,109	8,021
役務取引等収益	128,703	130,695
受入為替手数料	63,251	65,236
その他の役務収益	65,451	65,459
その他業務収益	19,585	32,969
国債等債券売却益	-	18,720
その他の業務収益	19,585	14,248
その他経常収益	128,502	79,843
貸倒引当金戻入益	27,481	-
償却債権取立益	720	211
株式等売却益	87,084	77,355
その他の経常収益	13,216	2,276
経常費用	1,250,493	1,354,495
資金調達費用	57,682	53,275
預金利息	55,780	51,197
給付補填備金繰入額	1,399	1,232
借入金利息	502	845
役務取引等費用	147,042	151,042
支払為替手数料	24,511	25,325
その他の役務費用	122,531	125,717
その他業務費用	21,596	32,462
外国為替売買損	17,160	32,462
国債等債券償還損	4,436	-
国債等債券償却	-	-
経費	1,019,067	1,004,524
人件費	644,776	606,354
物件費	357,062	381,194
税金	17,229	16,975
その他経常費用	5,105	113,190
貸倒引当金繰入額	-	72,198
株式等償却	-	38,770
その他の経常費用	5,105	2,221
経常利益	232,156	96,347
特別損失	30	67
固定資産処分損	30	67
税引前当期純利益	232,125	96,279
法人税、住民税及び事業税	45,988	50,313
法人税等調整額	△ 5,063	7,586
法人税等合計	40,925	57,899
当期純利益	191,200	38,380
繰越金(当期首残高)	1,119,589	1,202,337
当期末処分剰余金	1,310,789	1,240,717

注記事項(第94期)

損益計算書関係

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たりの当期純利益金額95円87銭

注記事項（第94期）

（貸借対照表関係）

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	10年～50年
動 産	2年～20年
4. 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。
5. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
6. 外貨建資産は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

日本公認会計士協会 銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（令和2年3月17日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は1年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求めて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。

（追加情報）

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大に伴う経済への影響は今後当面の間は続くものと想定し、特に当金庫の貸出金等の信用リスクに一定の影響があるとの仮定を置いております。こうした仮定のもとに貸倒引当金を計上しておりますが、当該仮定は不確定であり、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）感染状況やその経済への影響が変化した場合、損失額が増減する可能性があります。
8. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
9. 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
10. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。

当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

 - ① 制度全体の積立状況に関する事項（平成31年3月31日現在）

年金資産の額	1,650,650百万円
年金財政計算上の数理債務の額と	1,782,453百万円
最低責任準備金の額との合計額	
差引額	△131,803百万円
 - ② 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合

平成31年3月31日現在	0.0939%
--------------	---------
 - ③ 補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高180,752百万円及び繰越不足金48,949百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0カ月の元利均等償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、特別掛金14百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
11. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
12. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
13. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 57百万円
14. 有形固定資産の減価償却累計額 1,446百万円
15. 貸出金のうち、破綻先債権額は408百万円、延滞債権額は1,806百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
16. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額はありませぬ。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
17. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はありませぬ。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

18. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は、2,215百万円であります。

なお、15から18に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

19. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は345百万円であります。

20. 担保に供している資産は、信金中央金庫に対する借入金及び信用金庫為替決済規定による決済取引の担保として差入れている定期預け金1,300百万円であります。

21. 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成14年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める「地方税法(昭和25年法律第226号)第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格」により算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 △157百万円

22. 出資1口当たりの純資産額 12,967円39銭

23. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券・投資信託及び株式であり、事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は、主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当金庫は、「クレジットポリシーによる厳正な審査」「ポートフォリオ管理による特定業種及び大口化等の偏った融資の回避」「不動産担保融資は定期的な評価の見直しによる適正担保評価の確保」に努め、融資審査管理部門で管理しています。

② 市場リスクの管理

当金庫は、金利リスク・価格変動リスク・為替リスクなど市場リスクについて、総務部において、余裕資金運用に係るリスク管理細則などに基づき日常的に計数を把握するほか、定期的に資産負債総合管理委員会(ALM委員会)に報告を行うことで管理しております。

・市場リスクに係る定量的情報
当金庫において市場リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」「有価証券」「貸出金」「預金積金」であります。

当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、保有期間

240日、観測期間5年間で計測される99パーセントイル金利変動幅を用いた経済価値の変動を市場リスク量として、定量分析を行っています。算出に当たっては、再評価法を用い、金利が99パーセントイル変動幅だけ変化した時の時価総額を再計算し、変化前後の変化の大きさをを用いて当該リスク量としています。令和2年3月31日において、当該リスク量の大きさは563百万円になります。

ただし、当該リスク量は金利以外のリスク変数が一定の場合を想定しているため、金利以外のリスク変数が変化した場合のリスク量は捕捉できません。また99パーセントイル変動幅を超える変動が生じた場合には算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALM委員会を通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち、貸出金については簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

24. 金融商品の時価等に関する事項

令和2年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価の算定方法については(注1)参照)。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。

また、重要性の乏しい科目については、記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預け金	12,242	12,242	-
(2) 有価証券			
その他有価証券	19,569	19,569	-
(3) 貸出金	53,616	-	-
貸倒引当金	△811	-	-
	52,805	52,621	△184
金融資産計	84,616	84,432	△184
(1) 預金積金	82,526	82,549	22
(2) 借入金	255	259	4
金融負債計	82,781	82,808	26

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価額によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については、25. から27. に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①~③の方法により算出し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)の合計額から貸出金に対応する個別貸倒引当金

を控除した価額

- ② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額
 ③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(2) 借入金

借入金のうち、固定金利によるものは一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算出しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式（*1）	6
信金中金出資金（*1）	318
合 計	324

(*1) 非上場株式及び信金中金出資金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

25. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」が含まれております。以下、27.まで同様であります。

その他有価証券

	種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	308	186	122
	債券	8,561	8,472	89
	国 債	411	401	10
	地方債	1,227	1,200	27
	社 債	6,922	6,870	51
	その他	1,750	1,562	187
	外国債券	1,335	1,229	106
	その他	414	333	81
	小 計	10,620	10,220	399
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	552	726	△173
	債券	5,929	5,963	△34
	国 債	—	—	—
	地方債	99	100	△0
	社 債	5,829	5,863	△33
	その他	2,467	2,885	△418
	外国債券	960	1,101	△141
	その他	1,507	1,784	△277
	小 計	8,949	9,575	△626
合 計	19,569	19,796	△226	

26. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株 式	412	77	—
債 券	—	—	—
国 債	—	—	—
地方債	—	—	—
社 債	—	—	—
その他	165	18	—
合 計	578	96	—

27. 減損処理を行った有価証券

有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得価格に比べ著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は38百万円（うち、株式38百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合と、30%以上50%未満下落した場合で、かつ金融商品会計に関する実務指針に基づき当金庫が制定した基準に該当する場合があります。

28. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、9,040百万円であります。このうち、契約残存期間が1年以内のものが4,157百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約限度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（更新時）予め定めている金庫内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

29. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

・繰延税金資産	
貸倒引当金	166百万円
退職給付引当金	44
貸倒損失否認額	66
減価償却費償却限度超過額	60
その他有価証券評価差額金	62
その他	38
繰延税金資産小計	438
評価性引当額	△122
繰延税金資産合計	316
・繰延税金負債	
繰延税金負債合計	—百万円
・繰延税金資産の純額	316百万円

役職員の報酬体系の情報開示

<報酬体系について>

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬額及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金支払に関して、主として次の事項を規程で定めております。

- a. 決定方法 b. 支払手段 c. 決定時期と支払時期

(2) 令和元年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	75 百万円

- (注) 1. 対象役員に該当する理事は5名、監事は1名です（期中に退任した者を含む）
 2. 上記内訳は、「基本報酬」65百万円、「賞与」3百万円、「退職慰労金」6百万円となっております。
 なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額（過年度に繰り入れた引当金を除く）と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。
 3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号の規定に基づき、報酬等に関する事項であつて、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第22号）第3条第1項第3号及び第5号並びに第2項第3号及び第5号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であつて、対象役員が受ける報酬等と同等以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和元年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

令和元年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

資金運用収支の内訳

(単位：百万円、千円、%)

	平均残高 (百万円)		利 息 (千円)		利回り (%)	
	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度
資金運用勘定	82,300	87,511	1,205,857	1,207,334	1.46	1.37
うち貸出金	50,996	52,913	983,214	997,506	1.92	1.88
うち預け金	11,896	14,466	15,136	8,544	0.12	0.05
うち有価証券	19,013	19,767	199,397	193,261	1.04	0.97
資金調達勘定	79,284	84,354	57,682	53,275	0.07	0.06
うち預金積金	79,104	84,079	57,180	52,430	0.07	0.06
うち借入金	179	274	502	845	0.28	0.30

(注) 1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(平成30年度276百万円、令和元年度227百万円)を控除して表示しております。
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別をしております。

(単位：%)

利鞘

	平成30年度	令和元年度
資金運用利回	1.46	1.37
資金調達原価率	1.33	1.24
総資金利鞘	0.13	0.13

受取利息・支払利息の増減

(単位：百万円)

	平成30年度			令和元年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	124	△ 139	△ 14	44	△ 42	1
うち貸出金	129	△ 125	4	32	△ 17	14
うち預け金	2	△ 2	0	3	△ 10	△ 6
うち有価証券	△ 7	△ 11	△ 19	8	△ 14	△ 6
支払利息	2	6	9	5	△ 1	3
うち預金積金	1	6	8	3	△ 8	△ 4

(注) 1. 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分しております。
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしてありません。

(単位：%)

利益率

	平成30年度	令和元年度
総資産経常利益率(又は損失率)	0.27	0.11
総資産当期純利益率(又は損失率)	0.22	0.04

(注) 総資産経常(当期純)利益率(又は損失率) = $\frac{\text{経常(当期純)利益(又は損失)}}{\text{総資産(除く債務保証見返)平均残高}} \times 100$

経費の内訳

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度
人件費	644,776	606,354
報酬給料引当	508,882	470,222
退職給付費用	56,771	60,256
その他	79,122	75,876
物件費	357,062	381,194
事務費	160,771	173,673
(うち旅費・交通費)	(3,163)	(3,081)
(うち通信費)	(14,625)	(14,489)
(うち事務機械賃借料)	(6,493)	(6,256)
(うち事務委託費)	(99,385)	(111,214)
固定資産費	53,975	55,643
(うち土地建物賃借料)	(4,485)	(5,321)
(うち保全管理費)	(31,111)	(32,301)
事業費	40,467	43,013
(うち広告宣伝費)	(17,576)	(18,867)
(うち交際費・寄贈費・諸会費)	(20,240)	(21,691)
人事厚生費	16,033	22,030
減価償却費	60,406	61,202
その他	25,408	25,632
税金	17,299	16,975
合 計	1,019,067	1,004,524

預金科目別残高

(単位：百万円、%)

科目	平成30年度末		令和元年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
当座預金	1,073	1.33	1,152	1.40
普通預金	26,217	32.57	26,589	32.22
貯蓄預金	53	0.07	60	0.07
通知預金	0	0.00	0	0.00
別段・納税準備預金	370	0.46	437	0.53
定期預金	48,558	60.32	49,878	60.44
(うち変動金利定期預金)	(4)	(0.00)	(4)	(0.00)
定期積金	4,226	5.25	4,407	5.34
その他預金	—	—	—	—
合計	80,498	100.00	82,526	100.00
会 員	28,372	35.25	28,892	35.01
会 員 外	52,126	64.75	53,634	64.99

預金者別預金残高

(単位：百万円、%)

預金者別		平成30年度末		令和元年度末	
		金額	構成比	金額	構成比
個 人		57,477	71.40	59,825	72.49
法 人	一般法人	19,021	23.63	18,728	22.69
	金融機関	0	0.00	18	0.02
	公 金	3,998	4.97	3,954	4.79
	計	23,021	28.60	22,701	27.51
合計		80,498	100.00	82,526	100.00

預金・譲渡性預金平均残高

(単位：百万円)

	平成30年度	令和元年度
流動性預金	25,257	27,580
うち有利息預金	24,244	26,428
定期性預金	53,550	56,178
うち固定自由金利定期預金	53,546	56,174
うち変動自由金利定期預金	4	4
その他	296	320
計	79,104	84,079
譲渡性預金	—	—
合計	79,104	84,079

- (注) 1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金
固定定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
変動定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金
3. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

(単位：百万円)

定期預金残高

	平成30年度末	令和元年度末
定期預金残高	48,558	49,878
固定金利定期預金	48,554	49,874
変動金利定期預金	4	4
その他	0	0

(単位：百万円)

財形貯蓄残高

	平成30年度末	令和元年度末
財形貯蓄	68	71

貸出金残高

(単位：百万円、%)

科 目	平成30年度末		令和元年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
手形貸付	3,422	6.51	3,599	6.71
証書貸付	46,799	89.01	47,848	89.24
当座貸越	1,913	3.64	1,823	3.40
割引手形	440	0.84	345	0.64
合 計	52,576	100.00	53,616	100.00

(単位：百万円)

会員・会員外貸出金残高

	平成30年度末	令和元年度末
会 員 貸 出 金	42,853	44,081
会 員 外 貸 出 金	9,722	9,534
合 計	52,576	53,616

(単位：百万円)

貸出金平均残高

科 目	平成30年度末	令和元年度末
手 形 貸 付	2,877	3,374
証 書 貸 付	45,940	47,345
当 座 貸 越	1,787	1,822
割 引 手 形	390	371
合 計	50,996	52,913

(注) 国内業務部門と国際業務部門の区分はしていません。

(単位：百万円)

貸出金の金利区分別残高

	平成30年度末	令和元年度末
貸 出 金	52,576	53,616
うち変動金利	27,304	28,467
うち固定金利	25,272	25,149

(単位：百万円)

貸出金の担保別内訳

	平成30年度末	令和元年度末
当金庫預金積金	1,000	949
有価証券	2	2
動産	683	677
不動産	15,754	16,248
その他	—	—
計	17,441	17,878
信用保証協会・信用保険	9,476	10,249
保証	5,230	4,859
信用	20,428	20,628
合 計	52,576	53,616

消費者ローン・住宅ローン残高

(単位：百万円)

資金使途別		平成30年度末		令和元年度末		
		件 数	金 額	件 数	金 額	
消費財・サービス購入資金	消費財	乗 用 車	1,367	1,526	1,383	1,536
		電 化 製 品	113	67	81	47
		そ の 他	992	1,236	1,135	1,365
		計	2,472	2,829	2,599	2,949
	サービス	サ ー ビ ス	112	99	84	71
		そ の 他	455	474	395	403
		小 計	3,039	3,404	3,078	3,423
住 宅 資 金		956	9,089	951	9,255	
合 計		3,995	12,493	4,029	12,678	

貸倒引当金内訳

(単位：百万円)

区分	期別	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	適用
				目的使用	その他		
一般貸倒引当金	平成30年度	30	21	—	30	21	
	令和元年度	21	37	—	21	37	
個別貸倒引当金	平成30年度	740	717	4	736	717	
	令和元年度	717	773	—	717	773	
合計	平成30年度	771	739	4	766	739	
	令和元年度	739	811	—	739	811	

貸出金償却額

(単位：百万円)

区分	平成30年度末	令和元年度末
貸出金償却	—	—

債務保証見返の担保別内訳

(単位：百万円)

区分	平成30年度末	令和元年度末
当金庫預金積金	33	28
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	27	24
その他	—	—
計	61	53
信用保証協会・信用保険保証	—	—
信用	116	—
合計	177	53

貸出金使途別残高

(単位：百万円、%)

使途別	平成30年度末		令和元年度末	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設備資金	24,453	46.51	25,625	47.79
運転資金	28,122	53.49	27,991	52.21
合計	52,576	100.00	53,616	100.00

貸出金業種別内訳

(単位：百万円、%)

業種別	平成30年度末			令和元年度末		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製造業	130	4,403	8.37	133	4,227	7.88
農業、林業	17	594	1.12	18	539	1.00
漁業	4	49	0.09	2	29	0.05
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建設業	137	3,890	7.39	153	3,916	7.30
電気、ガス、熱供給、水道業	3	162	0.30	3	141	0.26
情報通信業	2	128	0.24	2	136	0.25
運輸業、郵便業	33	1,591	3.02	34	1,684	3.14
卸売業、小売業	158	5,423	10.31	156	5,529	10.31
金融業、保険業	4	607	1.15	6	1,085	2.02
不動産業	53	4,041	7.68	58	4,645	8.66
物品賃貸業	1	125	0.23	1	106	0.19
学術研究、専門・技術サービス業	4	19	0.03	4	18	0.03
宿泊業	11	484	0.92	14	866	1.61
飲食業	52	1,069	2.03	53	1,110	2.07
生活関連サービス業、娯楽業	34	1,849	3.51	35	1,730	3.22
教育、学習支援業	5	180	0.34	4	162	0.30
医療、福祉	32	2,130	4.05	33	2,097	3.91
その他のサービス	68	1,446	2.75	63	1,431	2.66
小計	748	28,197	53.63	772	29,458	54.94
地方公共団体	3	6,005	11.42	3	5,361	9.99
個人	4,680	18,372	34.94	4,594	18,797	35.05
合計	5,431	52,576	100.00	5,369	53,616	100.00

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

(単位：%)

預貸率

	平成30年度	令和元年度
期末預貸率	65.31	64.96
期中平均預貸率	64.46	62.93

(注) 1. 預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$ 2. 国内業務部門と国際業務部門の区分はしていません。

商品有価証券残高

該当ありません。

有価証券の残存期間別残高

(単位：百万円)

		平成30年度						令和元年度	
		1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
平成30年度末	国債	101	-	208	208	-	-	-	518
	地方債	-	-	103	721	303	107	-	1,234
	社債	1,148	2,474	2,410	2,412	2,300	1,660	-	12,407
	株式	-	-	-	-	-	-	1,026	1,026
	外国証券	157	423	833	962	262	-	-	2,638
	その他の証券	202	195	83	-	155	-	1,311	1,948
令和元年度末	国債	-	102	309	-	-	-	-	411
	地方債	-	-	306	612	302	106	-	1,327
	社債	1,232	2,377	2,798	1,757	3,057	1,528	-	12,752
	株式	-	-	-	-	-	-	866	866
	外国証券	201	215	1,126	631	121	-	-	2,296
	その他の証券	43	209	197	38	94	-	1,338	1,921

有価証券の種類別の平均残高

(単位：百万円)

	平成30年度	令和元年度
国債	670	499
地方債	1,306	1,234
社債	11,538	12,734
株式	875	882
外国証券	2,761	2,376
その他の証券	1,860	2,040
合計	19,013	19,767

預証率

(単位：%)

	平成30年度	令和元年度
期末預証率	24.56	23.72
期中平均預証率	24.03	23.51

(注) 1. 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$ 2. 国内業務部門と国際業務部門の区分はしていません。

有価証券の時価情報

・満期保有目的の債券 該当ありません。

・その他保有目的の債券

(単位：百万円)

	種類	平成30年度			令和元年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	538	354	184	308	186	122
	債券	13,655	13,478	177	8,561	8,472	89
	国債	518	501	16	411	401	10
	地方債	1,234	1,200	34	1,227	1,200	27
	社債	11,902	11,776	126	6,922	6,870	51
	その他	2,432	2,181	250	1,750	1,562	187
	小計	16,627	16,014	612	10,620	10,220	399
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	482	595	△113	552	726	△173
	債券	504	507	△2	5,929	5,963	△34
	国債	-	-	-	-	-	-
	地方債	-	-	-	99	100	△0
	社債	504	507	△2	5,829	5,863	△33
	その他	2,154	2,352	△198	2,467	2,885	△418
	小計	3,141	3,455	△314	8,949	9,575	△626
合計		19,768	19,469	298	19,569	19,796	△226

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。 2. 上記の「その他」は、外国証券および投資信託等です。 3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表に含まれておりません。

・時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位：百万円)

区分	平成30年度	令和元年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	5	6
信金中金出資金(*1)	318	318
合計	324	324

(*1) 非上場株式及び信金中金出資金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

■ 金銭の信託の時価情報

- ・ 運用目的の金銭信託 該当ございません。
- ・ 満期目的の金銭信託 該当ございません。
- ・ その他の金銭信託 該当ございません。

■ デリバティブ取引関係 該当ございません。

■ 内国為替取扱実績

(単位：百万円)

		平成30年度	令和元年度
送金・振込	仕向為替	79,180	84,106
	被仕向為替	79,443	83,293
代金取立	仕向為替	503	580
	被仕向為替	981	1,307

■ 代理貸付の内訳

(単位：百万円)

	平成30年度末	令和元年度末
信金中央金庫	6	0
株式会社日本政策金融公庫	68	63
独立行政法人住宅支援機構	1,116	1,420
独立行政法人福祉医療機構	21	15
合計	1,211	1,499

■ 公共債窓販実績

(単位：百万円)

	平成30年度末	令和元年度末
国債証券	—	5
政府保証債券	—	—
合計	—	5

■ 公共債引受額

(単位：百万円)

	平成30年度末	令和元年度末
政府保証債券	11	4
合計	11	4

■ 経営管理体制およびリスク管理体制等の状況

経営管理の体制

当金庫は内部管理基本方針、経営理念、経営方針、基本目標を定め経営管理に対する姿勢の強化及び内部監査機能の充実を図るとともに理事会・監事会および内部における会議・委員会を定例化し、それぞれの機能の有効性確保に努め経営管理態勢の整備・確立を図っています。

【内部管理基本方針】

金庫業務の健全性・適切性を確保するための態勢の整備を図ることを目的とし定めるものである。

- 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
- 監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性及び職員に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 理事及び職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制
- 監事への報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取扱を受けないことを確保するための体制
- 監事の職務の執行について生じる費用の前払い又は償還の手続その他の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

法令等遵守の体制

金融機関の業務の公共性から、法令や業務上の諸規則等を厳格に遵守することは、金融機関業務の健全性および適切性を確保するとともに、顧客から信用・信頼・信任を確立するに最重要課題としています。

当金庫では経営陣の役割と責任を果たすことを目的として「内部管理基本方針」を定め金庫業務の全般にわたり法令等遵守態勢の整備・確立に努めています。

【伊万里信用金庫行動綱領】

伊万里信用金庫は、高い公共性を有し、地域の中小企業と地域住民のための協同組織の金融機関として、①中小企業の健全な発展、②豊かな国民生活の実現、③地域社会繁栄への奉仕の三つのビジョンのもと、その社会的使命を自覚し地域の課題解決と持続的発展のために尽力して参りました。

これからもそうした、社会的使命と責任を全うする金融機関として、地域社会の負託に応え、これまで以上の揺るぎない信頼を確立するために、本行動綱領を定めるものであります。

（信用金庫の社会的使命と公共性の自覚と責任）

1. 信用金庫のもつ社会的責任と公共的使命を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努める。

（質の高い金融等サービスの提供と地域社会発展への貢献）

2. 経済活動を支えるインフラとしての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客さまのニーズに応えるとともに、セキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保などお客さまの利益の適切な保護にも十分配慮した質の高い金融および非金融サービスの提供等を通じて、地域経済・地域社会の発展に貢献する。

（法令やルールの厳格な遵守）

3. あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決してもとることのない、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。

（地域社会とのコミュニケーション）

4. 経営等の情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図る。

（従業員の人權の尊重等）

5. 従業員の人權、個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保する。

（環境問題への取組み）

6. 資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組む。

（社会貢献活動への取組み）

7. 信用金庫が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会とともに歩む「良き企業市民」として、積極的に社会貢献活動に取り組む。

（反社会的勢力との関係遮断）

8. 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除し、関係遮断を徹底する。

顧客保護等管理の体制

金融機関にとって顧客保護等管理態勢の整備・確立は、顧客の視点に立った顧客の保護および利便性の向上の観点から重要であり、当金庫では「顧客説明」「顧客サポート」「顧客情報管理」「外部委託管理」「その他顧客保護等」の態勢の改善に努め、金庫業務のもつ社会的責任および公共的使命への確立に取り組んでいます。

● 取引時確認、疑わしい取引への対応

「犯罪による収益移転防止に関する法律」に基づき「取引時確認」および「疑わしい取引」に関する届出等への対応は「疑わしい取引に係る事務対応要領」を定め管理に取り組んでいます。

● 利益相反管理の体制

当金庫はお客さまとの取引にあたり、お客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼を向上させるため、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある利益相反取引について、本部及び営業店一体となって適切に管理いたします。

● 反社会的勢力に対する対応

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め取り組んでいます。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切、異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

金融ADR制度への対応

当金庫は、お客さまからの相談・苦情・紛争等（以下「苦情等」という。）のお申し出に公正かつ確に対応するため、当金庫ホームページ等でその内容を公表し、金融ADR制度も踏まえつつ、適切に「苦情等」の解決を図ることに取り組んでいます。

当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

当金庫は、お客様からの相談・苦情・紛争等(以下「苦情等」という。)を営業店または法務室で受け付けています

- 苦情等のお申し出があった場合、その内容を十分に伺ったうえで、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。
- 事実関係を把握したうえで、営業店、関係部署等とも連携を図り、迅速・公平にお申し出の解決に努めます。
- 苦情等のお申し出については記載・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止や未然防止に努めます。
苦情等は営業店または次の担当部署へお申し出下さい。

伊万里信用金庫 法務室	
住 所	伊万里市伊万里町甲375番地3
電 話	0955-23-7573(直通)
受付時間	9:00～17:00 月曜日～金曜日(信用金庫営業日)
受付媒体	電話、手紙、面談

※お客様の個人情報や苦情等の解決を図るため、またお客様とのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。

- 当金庫のほか、一般社団法人全国信用金庫協会が運営する【全国しんきん相談所】や【九州北部地区しんきん相談所】等でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記法務室にご相談下さい。

【しんきん相談所】

	全国しんきん相談所 (一般社団法人全国信用協会)	九州北部しんきん相談所 (一般社団法人九州北部信用金庫協会)
住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7	〒812-0034 福岡市博多区博多駅南1-10-4
電話番号	03-3517-5825	092-481-8815
受付時間	月曜日～金曜日 (信用金庫営業日) 9:00～17:00	月曜日～金曜日 (信用金庫営業日) 9:00～12:00、13:00～17:00
受付媒体	電話・面談・手紙	電話・面談・手紙

- 福岡弁護士会のほか、東京弁護士会等が運営する相談センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、上記当金庫連絡先「法務室」または上記【しんきん相談所】へお申し出下さい。

なお、各弁護士会に直接申し立てていただくことも可能です。

【福岡県弁護士会仲裁センター等】

名 称	天神弁護士センター
住 所	〒810-0004 福岡市中央区渡辺通5-14-12(南天神ビル内)
電話番号	092-741-3208
受付時間	月曜日～金曜日 9:00～19:00、土日祝日 9:00～13:00
名 称	北九州法律相談センター
住 所	〒803-0816 北九州市小倉北区金田1-4-2(北九州弁護士会館内)
電話番号	093-561-0360
受付時間	月曜日～金曜日 9:00～12:00、13:00～17:00
名 称	久留米法律相談センター
住 所	〒830-0021 久留米市篠山町11-5(筑後弁護士会館内)
電話番号	0942-30-0144
受付時間	月曜日～金曜日 9:00～12:00、13:00～17:00

【東京三弁護士会】

名 称	東京弁護士会 紛争解決センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3
電話番号	03-3581-0031
受付時間	月～金曜日 9:30～12:00、13:00～15:00(祝日、年末年始を除く)
名 称	第一東京弁護士会 仲裁センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3
電話番号	03-3595-8588
受付時間	月～金曜日 10:00～12:00、13:00～16:00(祝日、年末年始を除く)
名 称	第二東京弁護士会 仲裁センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3
電話番号	03-3595-2249
受付時間	月～金曜日 9:30～12:00、13:00～17:00(祝日、年末年始を除く)

- 東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外のお客さまにもご利用いただけます。その際には、次の(1)、(2)の方法により、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。

なお、ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ、東京三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫法務室にお尋ねいただくか、東京三弁護士会のホームページまたは当金庫のホームページをご覧ください。

(1) 現地調査

東京三弁護士会の調停人とそれ以外の弁護士会がテレビ会議システム等を用いて、共同して紛争の解決に当たります。

例えば、お客さまは、福岡県弁護士会仲裁センター等にお越しいただき、当該弁護士会の調停人と面談で、東京三弁護士会の調停人とテレビ会議システム等を通じてお話しいただくことにより、手続きを進めることができます。

(2) 移管調停

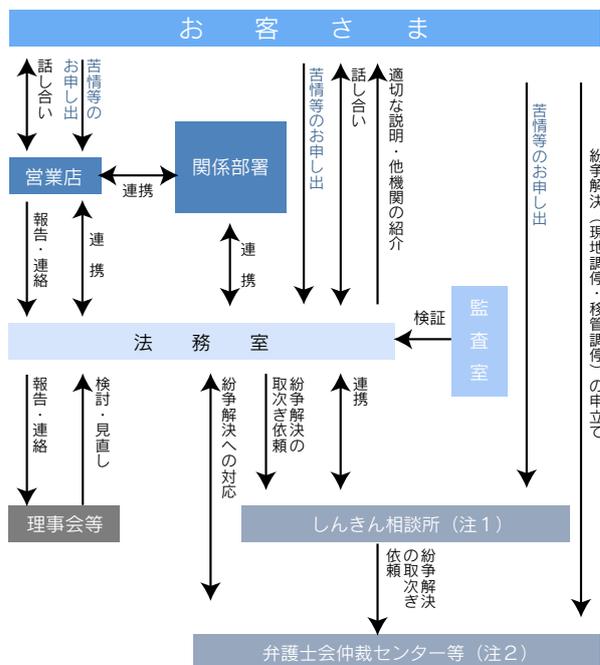
当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を移管します。

例えば、福岡県弁護士会仲裁センター等に案件を移管し、当該弁護士会の仲裁センター等で手続きを進めることができます。

7. 当金庫の苦情等の対応

当金庫は、お客さまからの苦情等のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、以下のとおり金融ADR制度を踏まえ内部管理態勢等を整備して苦情等の解決を図り、もって当金庫に対するお客様の信頼性の向上に努めます。

- 営業店および各部署に責任者をおくとともに、法務室がお客さまからの苦情等を一元的に管理し、適切な対応に努めます。
- 苦情等のお申し出については事実関係を把握し、営業店、関係部署および法務室が連携したうえで、速やかに解決を図るように努めます。
- 苦情等の対応にあたっては、解決に向けた進捗管理を行うとともに、苦情等のお申し出のあったお客さまに対し、必要に応じて手続きの進行に応じた適切な説明を法務室から行います。
- お客さまからの苦情等のお申し出は、全国しんきん相談所をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介します。
- 紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することができます。その際には、当該仲裁センター等の規則等も踏まえ、適切に協力します。
- お申し出のあった苦情等を記録・保存し、その対応結果に基づき、苦情等に対応する態勢の在り方の検討・見直しを行います。
- 苦情等への対応が実効あるものとするため、内部監査部門が検証する態勢を整備しています。
- 苦情等に対応するため、関連規定等に基づき業務が運営されるよう、研修等により金庫内に周知・徹底します。
- お客さまからの苦情等は、業務改善・再発防止等に必要措置を講じることに伴い、今後の業務運営に活かしていきます。
- 苦情等への取組体制



(注1) しんきん相談所
・九州北部地区しんきん相談所
・全国しんきん相談所

(注2) 弁護士会仲裁センター等
福岡県弁護士会仲裁センター等
(現地調停・移管調停)
・天神弁護士センター
・北九州法律相談センター
・久留米法律相談センター
東京三弁護士会
・東京弁護士会 紛争解決センター
・第一東京弁護士会 仲裁センター
・第二東京弁護士会 仲裁センター

統合的リスク管理体制

当金庫では各種業務執行に伴い発生する様々なリスクを正しく把握し、金融情勢の変化に対応できるよう内部管理基本方針を定めるとともに、リスク情報を捉え組織として検討する「各種リスク委員会」を設置し、経営の健全性維持と安全性の確保を行い自己資本充実のために、統合的なリスク管理に努めています。

自己資本管理

自己資本管理とは、自己資本充実に関する施策の実施、自己資本充実度の評価及び自己資本比率の算定を行うことをいう。

当金庫は、自己資本に関する諸施策の実施、自己資本の評価及び正確な自己資本比率の算定を行い、健全性及び適切性を確保することを目的とした「自己資本管理規程」を定め自己資本管理態勢を構築しています。

信用リスク

取引先の財務状況の悪化などにより当金庫が損失を被るリスクであります。

当金庫では「クレジットポリシーによる厳正な審査」「ポートフォリオ管理による特定業種及び大口化等の偏った融資の回避」「不動産担保融資は定期的な評価の見直しによる適正担保評価の確保」に努め管理しています。

市場リスク

金利、為替、株式等の価格が変動し保有する資産の価値が減少することにより損失を被るリスクであります。

当金庫では主なリスクとして「金利リスク」「為替リスク」「価格変動リスク」を掲げ、適切な運営・管理を行っています。

流動性リスク

予期せぬ資金の流出により必要な資金確保の困難及び通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被る「資金繰りリスク」並びに市場混乱等による市場取引の不成立、通常よりも著しい不利な価格での取引を余儀なくされ損失を被る「市場流動性リスク」であります。

オペレーショナル・リスク

金融機関の業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により損失を被るリスク及び金融機関の内部管理上「オペレーショナル・リスク」と定義したリスクであります。

主なリスクは「事務リスク」「システムリスク」「法務リスク」「人的リスク」「風評リスク」「有形資産リスク」などとし、経営の健全性、適切性の確保に努めています。

リスク管理債権の状況

1. 破綻先債権・延滞債権に対する担保・保証及び引当金・の引当・保全状況

(単位：百万円)

区 分	平成30年度末	令和元年度末
破綻先債権額 (A)	286	408
延滞債権額 (B)	1,987	1,806
合計 (C) = (A) + (B)	2,274	2,215
担保・保証額 (D)	1,509	1,450
回収に懸念がある債権額 (E) = (C) - (D)	765	765
個別貸倒引当金 (F)	717	773
同引当率 (G) = (F) / (E) (%)	93.7%	101.0%

(※) 金額は単位未満を切り捨てて表示しております。(以下の各表における金額についても同様です。)

2. 3カ月以上延滞債権・貸出条件緩和債権に対する担保・保証及び引当金の引当・保全状況

(単位：百万円)

区 分	平成30年度末	令和元年度末
3カ月以上延滞債権額 (H)	—	—
貸出条件緩和債権額 (I)	—	—
合計 (J) = (H) + (I)	—	—
担保・保証額 (K)	—	—
回収に管理を要する債権額 (L) = (J) - (K)	—	—
貸倒引当金 (M)	—	—
同引当率 (N) = (M) / (L) (%)	—%	—%

3. リスク管理債権の合計額

(単位：百万円)

区 分	平成30年度末	令和元年度末
(C) + (J)	2,274	2,215

- (注) 1. 「破綻先債権」(A)とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(未収利息不計上貸出金)のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。
- ①更生手続開始の申立てがあった債務者
 - ②再生手続開始の申立てがあった債務者
 - ③破産手続開始の申立てがあった債務者
 - ④特別清算開始の申立てがあった債務者
 - ⑤手形交換所による取引停止処分を受けた債務者
2. 「延滞債権」(B)とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。
- ①上記「破綻先債権」に該当する貸出金
 - ②債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金
3. 「3カ月以上延滞債権」(H)とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。
4. 「貸出条件緩和債権」(I)とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。
5. なお、これらの開示額(A、B、H、I)は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。
6. 「担保・保証額」(D、K)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
7. 「個別貸倒引当金」(F)は、貸借対照表上の個別貸倒引当金の額のうち、破綻先債権額(A)・延滞債権額(B)に対して個別に引当計上した額の合計額です。
8. 「貸倒引当金」(M)には、貸借対照表上の一般貸倒引当金の額のうち、3カ月以上延滞債権額(H)・貸出条件緩和債権額(I)に対して引当てた額を記載しております。

金融再生法上の開示債権

(単位：百万円)

区 分	平成30年度末	令和元年度末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,254	1,379
危険債権	1,041	856
要管理債権	—	—
正常債権	50,511	51,474
合 計 額	52,806	53,710

区分の説明

1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 「要管理債権」とは、「3カ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。
4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」「要管理債権」以外の債権をいいます。

○金融再生法開示債権保全状況

(単位：百万円)

区 分	平成30年度末	令和元年度末
金融再生法上の不良債権 (A)	2,295	2,235
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,254	1,379
危険債権	1,041	856
要管理債権	—	—
保 全 額 (B)	2,226	2,223
貸倒引当金 (C)	717	773
担保・保証等 (D)	1,509	1,450
保 全 率 (B) / (A) (%)	96.9%	99.4%
担保・保証等控除後債券に対する引当率 (C) / ((A) - (D)) (%)	91.2%	98.4%

(注) 貸倒引当金は個別貸倒引当金及び要管理債権に対して計上している一般貸倒引当金の合計額です。

当金庫の自己資本の充実の状況について

1. 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されております。

なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

- 普通出資 ①発行主体:伊万里信用金庫
②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額:200百万円

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫は、これまで、内部留保による資本の積上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を十分保っていると評価しております。なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

3. 信用リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化等により、当金庫が損失を受けるリスクをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な理念や手続き等を融資事務取扱規定の中で定め、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。

信用リスクの評価は、小口多数取引の推進によるリスク分散の他、信用格付制度を導入して信用リスク関連データの蓄積を行い、また厳格な自己査定を実施している他、信用リスクの計量化に向け、現在、インフラ整備も含めた準備を進めております。

個別案件の審査・与信管理においては、審査管理部門と営業推進部門を互いに分離し、相互に牽制が働く体制としています。さらに、審査会等で信用リスク管理・運営における重要事項を審議しております。これらの相互牽制機能、経営陣による審議に加え、内部監査部門が与信運営に係る妥当性の検証を実施することにより、適切な与信運営を実施する管理態勢を構築しています。

信用コストである貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「償却・引当に関する規定」に基づき、自己査定における債務者区分毎に算定しております。一般貸倒引当金に当たる正常先、要注意先、要管理先については、債務者区分毎の債権額にそれぞれ貸倒実績率に基づいた予想毀損率を乗じて算出しております。また、個別貸倒引当金に関しては、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先ともに、優良担保等を除いた未保全額に対して個々の基準に基づき算出しております。なお、それぞれの結果については監査法人の監査を受ける等、適切な計上に努めております。

(2) リスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- 株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス(Moody's)
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービシー(S&P)

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置であり、具体的には預金担保、有価証券担保、保証等が該当します。融資の申込時に、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質等、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、補完的と認識し、担保や保証が必要な場合は、お客様へは十分なご説明とご理解を頂く等、適切な取扱を行っております。

当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金、有価証券、動産、不動産等があり、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関

係機関保証、民間保証等がありますが、その手続きについては、融資事務取扱規定や担保評価規則等により、適切な事務取扱いと適正な担保評価を行っております。

また、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証、外国為替、デリバティブ取引に関して、お客様が期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスク削減方策の一つとして、金庫が定める各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認の上、事前の通知や諸手続きを省略して払い戻し充当いたします。

なお、パーゼルⅢで定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自金庫預金積金、上場株式、保証として政府保証、地方公共団体保証、有格付会社による保証等が該当します。そのうち保証に関する信用度の評価としては、地方公共団体保証は政府保証と同様、有格付会社による保証は、適格格付機関が付与している格付により判定しております。

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより受ける信用リスクが内包されております。

市場リスクへの対応は、派生商品取引により受けるリスクと保有する資産・負債が受けるリスクが相殺されるよう管理して、信用リスクへの対応としては、リスク管理の観点から、総与信取引における保全枠との一体的な管理により与信判断を行い、また場合に応じて担保、保証等による保全を図ることでリスクを限定しております。

その他、有価証券関連取引については、有価証券に係る投資方針の中で定めている投資枠内での取引に限定するとともに、万一、取引相手に対して担保を追加提供する必要が生じたとしても、提供可能な資産を十分保有しており、影響は限定的であります。

なお、リスク資本および与信限度額の割合については、当金庫で定める「リスク管理規程」等に則り、適切に管理しております。また、長期決済期間取引は該当ありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

証券化エクスポージャーに関する事項については、該当ありません。

7. オペレーショナル・リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、当金庫では「内部管理基本方針」を踏まえ、組織体制、管理の仕組みを整備するとともに、リスクの顕現化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めています。

特に、事務リスク管理については、本部と営業店が一体となり、各種事務マニュアルの整備や、その遵守に心掛けるのは勿論のこと、日頃の事務指導や研修体制の強化、さらには牽制機能としての事務検証等に取り組み、事務品質の向上に努めております。

システムリスクについては、「システムリスク管理要領」に基づき、管理すべきリスクの所在、種類等を明確にし、定期的な点検検査、システム監査を実施し、安定した業務遂行ができるよう、多様化かつ複雑化するリスクに対しては事務・システムリスク管理委員会で態勢の強化に努めております。

その他のリスクについては、顧客サポート態勢の統括部門を設置して苦情に対する適切な処理、個人情報及び情報セキュリティ体制の整備、また各種リスク商品等に対する説明態勢の整備等、顧客保護の観点から重要視した管理態勢の整備に努めております。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は、基礎的手法を採用しております。

8. 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託に係るリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失額 (VaR) によるリスク計測によって把握するとともに、当金庫の抱える市場リスクの状況や、設定されたリスク限度枠、ストレス・テスト等、複合的なリスクの分析を実施し、定期的に役員会へ報告しております。また、株式関連商品への投資は、有価証券に係る投資方針の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、ポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用に心掛けております。

一方、非上場株式、投資事業組合への出資金等に関しては、内規に基づいた適正な運用、管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行う等、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引に係る会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適切な処理を行っております。

9. 金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

A. リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明

当金庫では、トレーディング取引等を含む金利リスクについて、市場リスクの一つとして管理しています。また、金利リスクのうち、銀行勘定の金利リスク (以下、IRRBB: Interest Rate Risk in the Banking Book※) については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより、厳正な管理に努めています。

(※IRRBBとは、市場リスクのうち、トレーディング取引等を除くすべての金利感応資産・負債、オフバランス取引に係る金利リスクをいいます。)

B. リスク管理及びリスク削減の方針に関する説明

当金庫では、ALM管理体制のもと、自己資本に対するIRRBBの比率にアラームポイントを設定し管理することで、健全性の確保に努めています。

C. 金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

D. ヘッジ等金利リスクの削減手法 (ヘッジ手段の会計上の取扱いを含む) に関する説明

当金庫では、金利上昇リスクの軽減に主眼を置き、スワップ取引等を活用する「ALMヘッジ」と、金利上昇・価格下落、為替リスク等の軽減に主眼を置き、先物・オプション・スワップ取引等を活用する「個別・包括ヘッジ」を主なヘッジ手段としています。

また、当金庫の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行等金融機関における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号) に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間ごとにグルーピングのうえ特定し評価しています。

また、上記以外の一部の資産・負債について、繰延ヘッジあるいは金利スワップの特例処理を行っております。

(2) 金利リスクの算定方法の概要

A. 開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE (注1) 及び Δ NII (注2) 並びに信用金庫がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

(注1) IRRBBのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

(注2) IRRBBのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

(a) 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

(b) 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

(c) 流動性預金への満期の割当て方法 (コア預金モデル等) 及びその前提流動性預金への満期の割当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

(d) 固定金利貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関する前提

固定金利貸出の期限前償還及び定期預金の期限前解約については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

(e) 複数の通貨の集計方法及びその前提

当金庫ではIRRBBの算出にあたり、通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。

なお、金利リスクの合算において、通貨間の相関等は考慮していません。

また、重要性の観点より、一部の通貨については金利改定満期に基づくキャッシュ・フローを他の通貨に集約して、金利リスクを算出しています。

(f) スプレッドに関する前提 (計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるか否か等)

当金庫ではIRRBBの算出にあたり、割引金利にスプレッドを含めず、キャッシュ・フローにスプレッドを含めて算出しています。

(g) 内部モデルの使用等、 Δ EVEと Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは、使用していません。

(h) 前事業年度末の開示からの変動に関する説明

開示初年度であるため記載していません。

(i) 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

当期の重要性テスト結果は、監督上の基準値である自己資本の額の20%を超過しておりますが、自己資本の余裕額の範囲内であります。

なお、当金庫では重要性の観点より、ストレス時に大きな影響を与えると考えられる資産・負債をIRRBBの計測対象としており、その選別にあたっては定量的な基準 (信用金庫の資産・負債の5%程度) に加えて、定性的な影響等を考慮しています。

B. 信用金庫が、自己資本の充実度の評価、ストレス・テスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE及び Δ NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

(a) 金利ショックに関する説明

Δ EVE及び Δ NII以外の金利リスクを計測する場合の金利ショックについては、過去の事例や、景気シナリオに基づく金利変動としています。

(b) 金利リスク計測の前提及びその意味 (特に、開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE及び Δ NIIと大きく異なる点)

当金庫では、リスク資本配賦制度の一環として、金利リスクをVaRなどにより管理しており、預貸金や債券のVaRに基づくリスク量に上限ガイドラインを設定しています。

具体的には、部門毎に配賦されたリスク資本の範囲内で、有価証券投資などの市場取引や預貸金といった商品毎のVaR (保有期間1年、観測期間1年、信頼水準99.9%) に基づく市場リスク量に対し、リスク限度額を設定し管理することで健全性の確保に努めています。また、市場取引については、VaRに基づく市場リスク量の管理に加え、残高による運用上限枠や評価損益アラームポイントなども設定しており、四半期毎に運用方針を見直すことでリスクのコントロールを行っております。

また、当金庫では、自己資本の充実度の評価やストレステストの実施にあたり、過去の事例や、景気シナリオに基づく金利変動による影響等を定期的に検証しています。さらに、収益管理や経営上の判断その他の目的では、市場環境等を踏まえた金利の見通しなど実現性の高い金利変動等を想定し、金利リスクを計測しています。

■ 自己資本の構成に関する開示事項

(単位：百万円)

項 目	平成30年度	令和元年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	5,501	5,535
うち、出資金及び資本剰余金の額	199	200
うち、利益剰余金の額	5,307	5,340
うち、外部流出予定額 (△)	5	5
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	21	37
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	21	37
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	5,523	5,573
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	8	6
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	8	6
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少額出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目 (ロ)	8	6
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	5,514	5,567
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	43,434	44,379
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 300	△ 150
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 300	△ 150
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	2,237	2,213
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	45,627	46,593
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	12.07%	11.94%

定性的な開示事項

■ 自己資本の充実度に関する事項

信用リスク（ポートフォリオ毎）及びオペレーショナル・リスクの所要自己資本の額合計

（単位：百万円）

項 目	平成31年3月期		令和2年3月期	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ.信用リスクアセット・所要自己資本の額の合計	43,434	1,737	44,379	1,775
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	43,155	1,726	44,115	1,764
(i) ソブリン向け	113	4	113	4
(ii) 金融機関・第一種金融商品取引業者向け	3,519	140	3,698	147
(iii) 法人等向け	20,754	830	21,238	849
(iv) 中小企業等・個人向け	9,367	374	9,781	391
(v) 抵当権付住宅ローン	1,664	66	1,592	63
(vi) 不動産取得等事業向け	56	2	50	2
(vii) 3カ月以上延滞等	293	11	296	11
(viii) 出資等	956	38	919	36
(ix) 上記以外	6,427	257	6,423	256
②証券エクスポージャー	-	-	-	-
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	579	23	414	16
(i) ルック・スルー方式	579	23	414	16
(ii) マンデート方式	-	-	-	-
(iii) 蓋然性方式（250%）	-	-	-	-
(iv) 蓋然性方式（400%）	-	-	-	-
(v) フォールバック方式（1250%）	-	-	-	-
④他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 300	△ 12	△ 150	△ 6
⑤その他	-	-	-	-
ロ. オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	2,237	89	2,213	88
ハ. 単体総所要自己資本額（イ+ロ）	45,672	1,826	46,593	1,863

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会及び漁業信用基金協会のことです。
4. 「3カ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
5. オペレーショナルリスクは、当金庫は基礎的手法を使用しています。
<オペレーショナル・リスク相当額（基礎的手法）の算定手法>
粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）×15%
直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数
6. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

■ 信用リスクに関する事項

信用リスクに関するエクスポージャー及び業種別の期末残高（地区別・業種別・残存期間別）

（単位：百万円）

地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャーの期末残高									三月以上延滞 エクスポージャー		
	貸出金、コミットメント及びその他デリバティブ取引以外の オフ・バランス取引				債券		デリバティブ取引					
	平成31年 3月期	令和2年 3月期	平成31年 3月期	令和2年 3月期	平成31年 3月期	令和2年 3月期	平成31年 3月期	令和2年 3月期	平成31年 3月期	令和2年 3月期	平成31年 3月期	令和2年 3月期
国内	84,386	86,941	52,806	53,710	14,507	14,955	-	-	-	-	489	515
国外	2,874	2,206	-	-	2,127	1,840	-	-	-	-	-	-
地域別合計	87,260	89,148	52,806	53,710	16,634	16,795	-	-	-	-	489	515
製造業	7,733	8,401	4,432	4,278	2,815	3,614	-	-	-	-	30	29
農業、林業	618	560	618	560	-	-	-	-	-	-	-	-
漁業	49	29	49	29	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	4,297	4,119	4,114	4,023	100	-	-	-	-	-	57	55
電気・ガス・熱供給・水道業	1,198	1,177	162	141	1,001	1,001	-	-	-	-	-	-
情報通信業	528	647	128	136	303	405	-	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	2,545	2,535	1,631	1,722	913	812	-	-	-	-	4	4
卸売業、小売業	6,623	6,682	5,562	5,656	1,029	1,026	-	-	-	-	71	84
金融、保険業	17,466	18,127	615	1,093	5,145	4,657	-	-	-	-	-	-
不動産業	5,027	5,721	4,090	4,685	905	1,005	-	-	-	-	49	48
物品賃貸業	126	107	125	106	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門、 技術サービス業	30	27	30	27	-	-	-	-	-	-	-	-
宿泊業	501	883	501	883	-	-	-	-	-	-	68	68
飲食業	1,201	1,232	1,201	1,232	-	-	-	-	-	-	2	1
生活関連サービス業、 娯楽業	2,090	1,865	1,863	1,739	203	100	-	-	-	-	-	-
教育、学習支援業	182	163	182	163	-	-	-	-	-	-	-	-
医療、福祉	2,172	2,136	2,172	2,136	-	-	-	-	-	-	-	-
その他サービス	1,638	1,623	1,599	1,607	-	-	-	-	-	-	-	-
国・地方公共団体等	10,222	9,533	6,005	5,361	4,216	4,172	-	-	-	-	-	-
個人	17,717	18,124	17,717	18,124	-	-	-	-	-	-	205	223
その他	5,288	5,445	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
業種別合計	87,260	89,148	52,806	53,710	16,634	16,795	-	-	-	-	489	515
1年以内	12,378	18,975	7,347	7,035	1,425	1,433	-	-	-	-	-	-
1年超3年以内	8,095	8,650	3,957	3,765	2,873	2,679	-	-	-	-	-	-
3年超5年以内	9,420	10,035	5,844	5,543	3,476	4,492	-	-	-	-	-	-
5年超10年以内	21,305	21,446	14,232	14,840	6,848	6,552	-	-	-	-	-	-
10年超	23,232	23,977	21,222	22,340	2,010	1,637	-	-	-	-	-	-
期間の定めなし	12,827	6,062	202	186	-	-	-	-	-	-	-	-
残存期間別合計	87,260	89,148	52,806	53,710	16,634	16,795	-	-	-	-	-	-

- (注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除いております。
 2. 「3カ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
 3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。
 4. CAVリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
 5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

業 種 区 分	個別貸倒引当金期末残高			貸出金償却	
	30年度	期中増減額	元年度	30年度	元年度
製造業	30	0	31	-	-
農業、林業	-	50	50	-	-
漁業	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-
建設業	58	△0	57	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-
情報通信業	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	0	0	0	-	-
卸売業、小売業	405	△31	374	-	-
金融、保険業	-	-	-	-	-
不動産業	2	△0	1	-	-
物品賃貸業	-	-	-	-	-
学術研究、専門、技術サービス業	-	-	-	-	-
宿泊業	26	6	32	-	-
飲食業	0	△0	0	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	9	△0	9	-	-
教育、学習支援業	-	-	-	-	-
医療、福祉	-	-	-	-	-
その他サービス	12	16	28	-	-
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-
個人	171	14	186	-	-
その他	-	-	-	-	-
合 計	717	56	773	-	-

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

告示で定めるリスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額	
	平成31年3月期	令和2年3月期
0%	12,204	11,984
10%	5,154	4,945
20%	18,990	19,839
35%	4,812	4,604
50%	5,721	6,337
75%	12,917	13,517
100%	27,217	27,761
150%	243	156
250%	-	-
1250%	-	-
合 計	87,260	89,148

(注) エクスポージャーは信用リスク削減手法後のリスク・ウェイトに区分しております。

信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	平成31年3月期	令和2年3月期	平成31年3月期	令和2年3月期	平成31年3月期	令和2年3月期
ポートフォリオ						
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	1,022	971	3,833	3,963	-	-

(注) 当金庫は、適格金融資産担保については簡便法を用いております。

■ 出資等エクスポージャーに関する事項
 (出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額等)

(単位：百万円)

区 分		売買目的有価証券		その他有価証券で時価のあるもの					その他有価証券で時価のないもの 貸借対照表計上額
		貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額	取得原価(償却原価)	貸借対照表計上額	評価差額			
						うち益	うち損		
上場株式	平成31年3月期	-	-	949	1,020	71	184	113	-
	令和2年3月期	-	-	951	860	△ 90	122	212	-
非上場株式等	平成31年3月期	-	-	-	-	-	-	-	325
	令和2年3月期	-	-	-	-	-	-	-	324
合 計	平成31年3月期	-	-	949	1,020	71	184	113	325
	令和2年3月期	-	-	951	860	△ 90	122	212	324

(注) 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいています。

■ 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

項 目	平成31年3月期	令和2年3月期
売 却 益	87	77
売 却 損	-	-
償 却 額	-	38

■ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	平成30年度	令和元年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	579	414
マニフェスト方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	-	-

■ 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項番		イ	ロ	イ	ロ
		△ EVE		△ NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	1,468	1,451	△ 42	
2	下方パラレルシフト	0	0	3	
3	スティープ化	1,118	1,093		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	1,468	1,451	3	
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	5,567		5,514	

(注) 1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。
 2. 「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号(2019年2月18日)による改正を受け、令和2年3月末から△NIIを開示することとなりました。このため、開示初年度につき、当期末分のみを開示しております。

金融仲介機能のベンチマークに関する開示

(1) 取引先企業の経営改善や成長力の強化

●共通ベンチマーク1

当金庫がメインバンク（融資残高1位）として取引を行っている企業のうち、経営指標の改善や就業者数の増加が見られた先数及び、同先に対する融資額の推移

<平成31年3月31日現在>

		定 義		
メイン先数	736先	メイン先数：当金庫の融資残高が最も多い先数 経営指数の改善： ①売上高 ②営業利益率 ③労働生産性の3項目の内2項目以上改善した先および就業者数が増加した先を掲示した		
メイン先の融資残高	262億円			
うち経営指数や就業者数が改善した先	402先			
経営指数等が改善した先に係る3年間の事業年度末の融資残高の推移	31/3			
	162億円	152億円	140億円	

営業利益率＝営業利益／売上高×100（％）

労働生産性＝（営業利益＋人件費＋減価償却費）／労働者数

(2) 取引先企業の抜本的事業再生等による生産性の向上

●共通ベンチマーク2

当金庫が貸付条件の変更を行っている中小企業の経営改善計画の進捗状況

<平成31年3月31日現在>

					定 義
当金庫が貸付条件の変更を行っている中小企業の経営改善計画の進捗状況	条件変更先数	好調先	順調先	不調先	当金庫が貸付条件の変更を行っている中小企業の経営改善計画の進捗状況(売上) 好調先 120%超の先数 順調先 80%以上から120%の先数 不調先 80%未満の先数
	186先	17先	140先	29先	

●共通ベンチマーク3

当金庫が関与した創業、第二創業の件数

<平成31年3月31日現在>（過去5年）

		定 義
当金庫が関与した創業件数	30件	創 業 <ul style="list-style-type: none"> ・創業計画の策定支援 ・創業期の取引先への融資 ・政府系金融機関や創業支援機関の紹介 ・ベンチャー企業への助成金・融資・投資 第二創業 <ul style="list-style-type: none"> ・既に事業を営んでいる企業の後継者等が新規事業を開始すること ・既存の事業を譲渡（承継）した経営者等が新規事業を開始すること ・抜本的な事業再生によって企業が業種を変えて再建すること
当金庫が関与した第二創業件数	0件	

●共通ベンチマーク4

ライフステージ別の与信先数、及び、融資額
 <平成31年3月31日現在>

	合計	創業期	成長期	安定期	低迷期	再生期
ライフステージ別の与信先数	866先	43先	88先	510先	39先	186先
ライフステージ別の融資額	320億円	13億円	49億円	165億円	14億円	78億円

定 義
<ul style="list-style-type: none"> ・ 創業期⇒創業、第二創業から5年までの先 ・ 成長期⇒売上高平均で直近2期が過去5期の120%超の先 ・ 安定期⇒売上高平均で直近2期が過去5期の120%～80%の先 ・ 低迷期⇒売上高平均で直近2期が過去5期の80%未満の先 ・ 再生期⇒貸付条件の変更先

(3) 担保・保証依存の融資姿勢からの転換

●共通ベンチマーク5

金融機関が事業性評価に基づく融資を行っている与信先数及び融資額、及び、全与信先数及び融資額に占める割合（先数単体）
 <平成31年3月31日現在>

	先数	融資残高
事業性評価に基づく融資を行っている与信先数及び融資残高	25先	25億円
上記計数の全与信先数及び当該与信先の融資残高に占める割合	2.9%	7.8%

定 義
・ 知的資産経営レポート作成企業先

地域貢献

～伊万里信用金庫と地域社会～

当金庫の地域経済活性化

当金庫は、佐賀県一円および長崎県の一部を事業区域として、地元の中小企業者や住民が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の金融機関です。地元のお客さまからお預かりした大切な資金（預金・積金）は、地元で資金を必要とされるお客さまに融資を行って、事業や生活の繁栄のお手伝いをするとともに、地域社会の一員として地元の中小企業者や住民との強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めております。また、金融機能の提供にとどまらず、文化・環境・教育といった面も視野に入れ広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでおります。

令和2年3月末

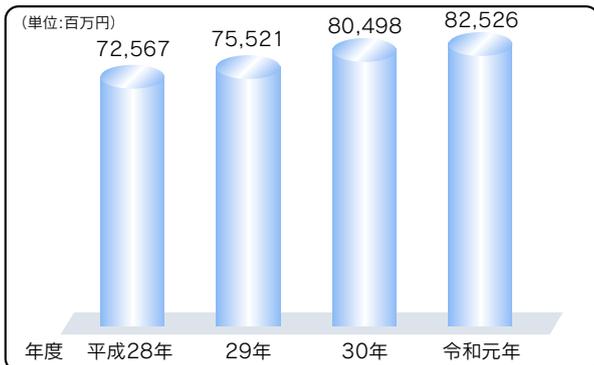
会員数 6,240名

出資金 200百万円

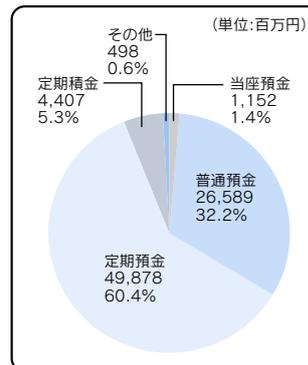
預金積金に関する事項 ～地域からの資金調達の状況～

当金庫では、地域のお客さまの着実な資産づくりのお手伝いをさせていただくため、新商品の開発やサービスの一層の充実に努め、いろいろなご要望にお応えしております。各種商品の詳細につきましては本誌の7ページをご覧ください。

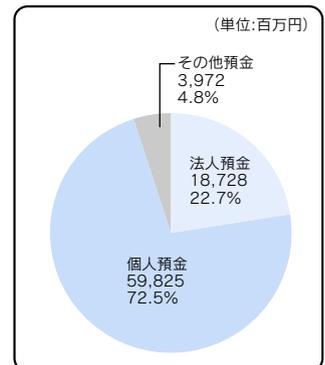
預金の推移



預金構成



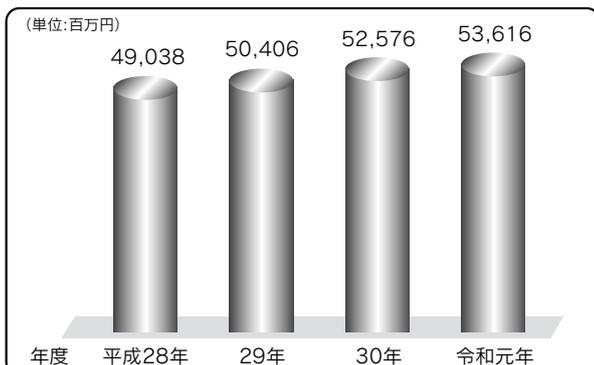
預金人格別構成



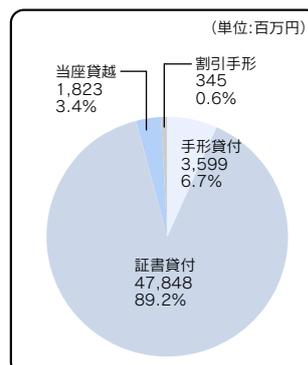
貸出金（運用）に関する事項 ～地域への資金供給の状況～

お客さまからお預かりした大切なご預金は、お客さまの幅広い融資のご要望にお応えし、地域経済の繁栄のために、円滑かつ安定的に資金供給を行なうことで、お客さまや地域社会に還元しております。事業者の皆さまには事業活動を応援する創業支援ローン、事業者向けの制度資金や設備資金を、個人の皆さまには住宅ローン、消費者ローン等お客さまの様々なニーズにお応えし資産形成と生活向上のお手伝いをさせていただいております。

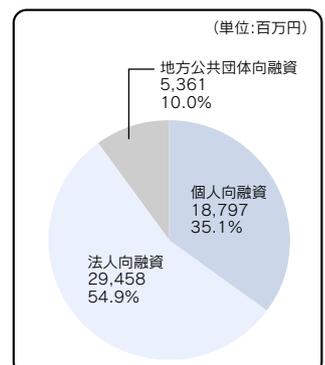
貸出金の推移



貸出金構成



貸出金人格別構成



お客さま（会員）

預金
積金

出資
金

貸出金以外の運用に 関する事項

貸出金以外の運用は流動性資金の確保を考慮しております。主なものは預け金122億円、有価証券195億円となっています。

取引先への支援等 ～地域との繋がり～

当金庫は、業績不振となっているお客さまに親身になって相談に応じ業績、財務内容について一歩踏み込んだ分析を行い改善策、経営改善計画書へのアドバイスをするなど金銭面だけではなく知的な支援を心がけています。

「しんきん経営塾の活用・企業経営支援グループの指導・相談サービスコーナー開設・異業種交流会の開催・情報誌等の提供」などにより、お客様に“身近さ”や“親しみやすさ”を感じられる“街の相談役”としてお役に立てるよう努めております。

伊万里信用金庫 体制について

(常勤役員数：91人)
(店舗数：8店)

貸出
金

支援
サービス

文化的・社会的貢献に関する事項

1. 地域活性化のお手伝い

- しんきん経営塾
- MIRAI塾
- 知的資産レポート作成
- しんきん合同商談会
- 経営セミナー・視察研修・後継者育成
- ゆっくり相談サービス
- ホームページの活用
- ふれあい旅行
- お客様利便性向上のアンケート実施
- 雑貨市「集まろうイマリ」実施

2. ボランティア活動

- 献血運動
- 老人ホーム慰問
- 公共施設（壺）の清掃
- 伊万里ハーフマラソン給水ボランティア



3. 地域行事への参加

- 伊万里秋祭り（総踊り）
- 会議所関係の諸行事協賛
- 伊万里ウォーク2019参加

4. スポーツ振興への支援

- グラウンドゴルフ大会
- ゲートボール大会
- 少年野球大会
- 異業種交流ゴルフ大会
- 社会人クラブ交流諸大会参加

お客さま（会員）

◎ 伊万里信用金庫杯グラウンドゴルフ大会・少年野球大会



グラウンドゴルフ大会、少年野球大会ともに熱戦が繰り広げられました。地域に定着した大会となっています。

◎ 雑貨市



子供さんから大人まで大賑わいとなりました。これからもイベント等を通して地域の活性化の一助になるよう努めます。

◎ ボランティア活動



伊万里ハーフマラソンの給水ボランティアをはじめ、老人施設での慰労餅つきや伊万里湾大橋の壺そうじを行っております。

◎ 献血運動



毎年6月の「信用金庫の日」に、社会貢献の一環として、献血運動を行っています。

◎ しんきん経営塾、MIRAI塾



平成18年より毎年、「しんきん経営塾」を開講し、地域の企業様の経営課題に対する課題解決・経営手法について専門家を招き講演会等行っています。

◎ いまり秋祭り（市民総踊り）



毎年、いまり秋祭りに役職員が参加しています。地域行事への積極的な参加を通して、地域貢献を行っています。

◎ 人材育成の取組み

各研修会・勉強会を通じ、将来の信用金庫を担う職員の人材育成に取り組んでいます。



電話対応
コンクール

電話対応コンクール佐賀会場



投資信託
勉強会

外部講師を招いての勉強会

中小企業の経営支援に関する取組状況

1. 補助金・助成金取得支援について

令和元年度は伊万里・有田両会議所および佐賀県よろず支援拠点様等のご協力により32先において補助金の交付をお手伝いさせていただきました。うち25先が補助金の取得につながりました。なお、補助金の総額は39,176千円でありました。

令和元年度 補助金・助成金等申請取得

*平成30年度補正	小規模事業者持続化補助金	12先
*平成31年度	さが伝統産業等創業支援事業	1先
*平成30年度補正	事業承継補助金 後継者承継支援型	1先
*平成30年度補正	ものづくり・商業・サービス補助金	5先
*佐賀県事業承継補助金		5先
*令和元年度	さが「きらめく」ものづくり補助金	1先

2. 経営改善・事業再生への取組み

当金庫は経営革新支援機関としての認定を平成25年3月に受け、お客様の経営改善に取り組んでおります。平成24年度より佐賀県信用保証協会様の専門家派遣事業等を活用して中小企業診断士等を延べ67先の企業様に派遣を行ない、当金庫職員とともに抜本的な経営改善に取り組みました。

企業再生支援状況について

平成31年4月～令和2年3月取組状況

(先数)

		当初債務者数 (事業資金融資先) 令和2年3月末	うち経営改善 支援取組先①	①のうち期末に 債務者区分が上 昇した先②	①のうち期末 に債務者区分 が変化しな かった先③	①のうち再生 計画を策定し た先④
正常先		666	0	0	0	0
要注意先	うちその他要注意先	126	33	2	29	33
	うち要管理先	0	0	0	0	0
破綻懸念先		21	7	0	7	7
実質破綻先		14	0	0	0	0
破綻先		15	0	0	0	0
合 計		842	40	2	36	40

3. コンサルティング業務

当金庫では、平成18年度より「しんきん経営塾」を開講して、お取引企業様の経営課題に対する解決方法及び経営手法について専門家を招き講演会等を行っております。

令和元年度の会員数は77名でありました。

- 第1回 令和元年6月12日（水）
テーマ 「スタッフのやる気を引き出すマネジメント」（54名）
講師 遠藤 彰氏（株BEANS 代表取締役）
- 第2回 令和元年9月10日（火）
テーマ 「中小企業の為の事業承継の実際」（30名）
講師 佐藤 健氏（株M&A 代表取締役）
講師 中山大志氏（執行役員）
- 第3回 令和元年11月12日（火）
テーマ 「強い組織をつくる利き脳によるコミュニケーション」（22名）
講師 空 直美氏（株B-GROOW 代表取締役）
- 第4回 令和2年2月21日（金）
テーマ 「激動の日本経済、これからどうなる？」（51名）
講師 長谷川幸洋氏（ジャーナリスト）



「しんきん経営塾」の会員の後継者及び若手経営者による「しんきんMIRAI塾」を平成19年度より開講、令和元年度会員数45名でありました。

- 第1回 令和元年8月22日（木）
テーマ 「働き方改革セミナー」（8名）
講師 増田葉子氏（中小企業診断士）
- 第2回 令和元年10月18日（金）
テーマ 「人手不足を乗り越える3つの方法」（12名）
講師 岡本裕也氏（株エフアンドエム）
- 第3回 令和元年12月12日（木）
テーマ 「差別化を理解する」（18名）
講師 原田 健氏（中小企業診断士）
- 第4回 令和2年1月16日（木）
テーマ 「キャッシュフローを理解する」（12名）
講師 原田 建氏（中小企業診断士）



4. 知的資産経営への取組み

当金庫では、平成26年度より中小企業基盤整備機構様の協力のもと知的資産経営への取組みを行っております。

令和元年度は、それにより、お客様本位の業務運営及び事業性評価融資等、更なる地域密着型金融の実践と進化を図っております。

令和元年度は6社の企業様が知的資産経営レポート作成を希望され、1日3時間5回の合計15時間をかけ、レポート作成を当金庫職員並びに伊万里・有田両商工会議所職員様及び中小企業診断士等専門家様と連携を図りお手伝いさせていただきました。

また、佐賀県が平成29年度より、この知的資産経営に取組む事になり3先が佐賀県のよかところ経営に参加されました。なお、知的資産経営レポート作成先については、佐賀県制度資金活用に際して保証料免除の制度を新設するなど佐賀県も企業の経営支援に取組む事となりました。当金庫は佐賀県と協力して知的資産経営の推進を行ってまいります。



5. 経営課題解決支援について

令和元年11月7日に九州北部3県（福岡県・佐賀県・長崎県）の13信用金庫の力を結集し、出展者の販路拡大につなげるべく第5回「しんきん合同商談会」を開催しました。当金庫のお取引先12社にご出展頂きました。当日は来場者様が約6,421人と過去最高の人出となり当金庫出展企業様による商談成立12件、商談継続件数17件の成果に繋がりました。



6. 「経営者保証に関するガイドライン」への取組み

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣意や内容を十分に踏まえ、お客さまからのお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しております。また、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

	令和元年度
新規に無保証で融資した件数	10件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資	3.87%
保証契約を解除した件数	2件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数	0件

■ 総代会等に関して

1. 総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員1人1人の意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することができます。しかし、当金庫では会員数が多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選

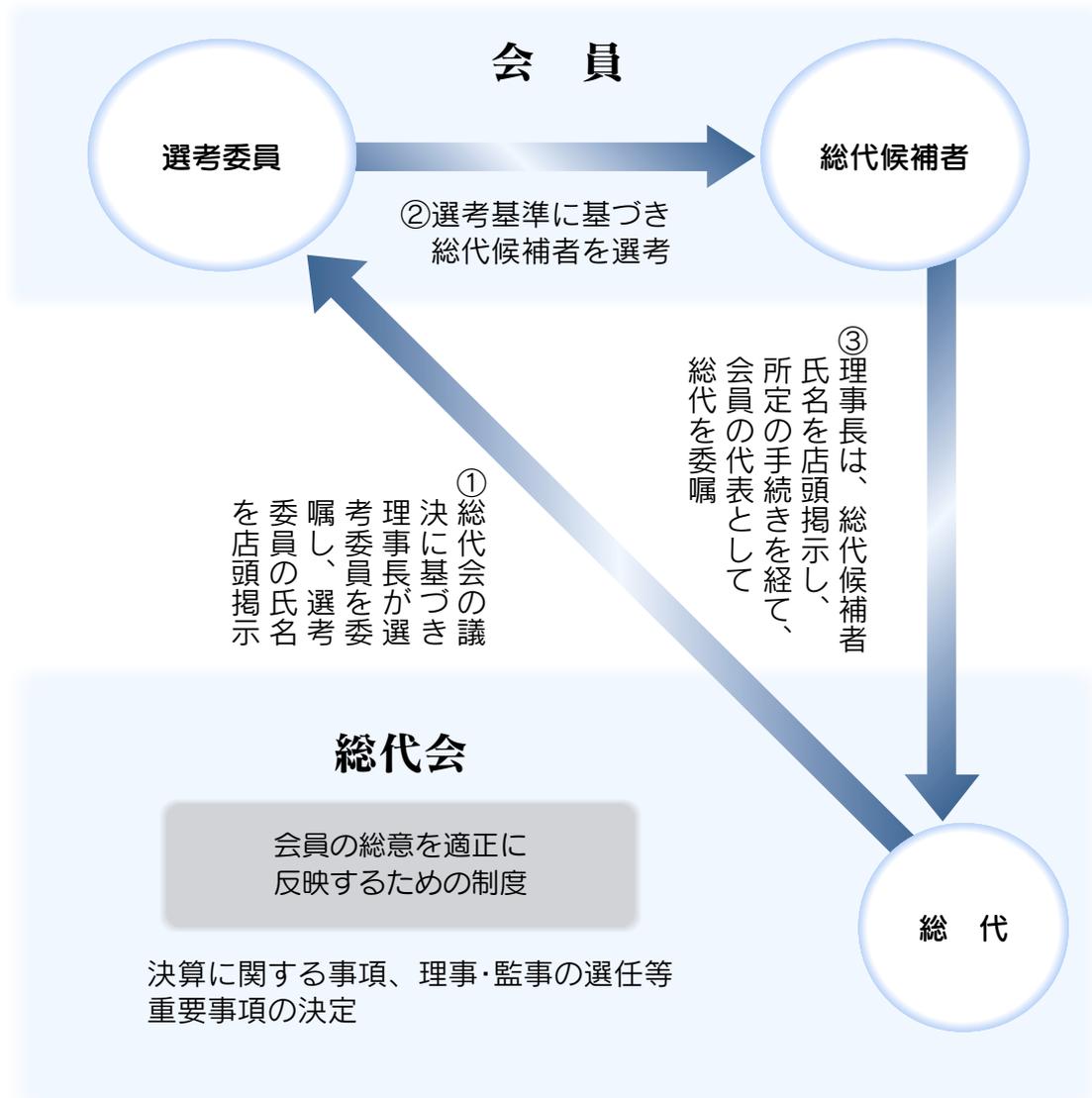
任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、

会員一人一人の意見が当金庫の経営に反映されるよう、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

また、当金庫では、総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切に、さまざまな経営改善に取り組んでおります。



<総代会は、会員1人1人の意見を適正に反映するために開かれた制度です。>



2. 総代会とその選任方法

(1) 総代の任期・定数

- ・総代の任期は3年です。
 - ・総代の定数は60人以内です。
- なお、令和2年6月26日現在の総代は59名です。

(2) 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。

そこで総代の選考は、総代候補者の選考基準(注)に基づき、次の3つの手続きを経て選任されます。

- ①会員の中から総代選考委員を選任する。
- ②その総代選考委員が総代候補者を選考する。
- ③その総代候補者を会員が信任する(異議があれば申し立てる)。

(注) 伊万里信用金庫総代選考基準

総代の選考にあたっては、次の基準をもって行う。

(総代候補者の選考基準)

- 第1条 総代候補者は、当金庫の会員でなければならない。
- 2 総代候補者の選考基準は次のとおりとする。
- ① 総代としてふさわしい見識を有している者
 - ② 良識をもって正しい判断ができる者
 - ③ 人格にすぐれ、金庫の理念・使命を十分理解している者
 - ④ その他総代選考委員会が適格と認めた者

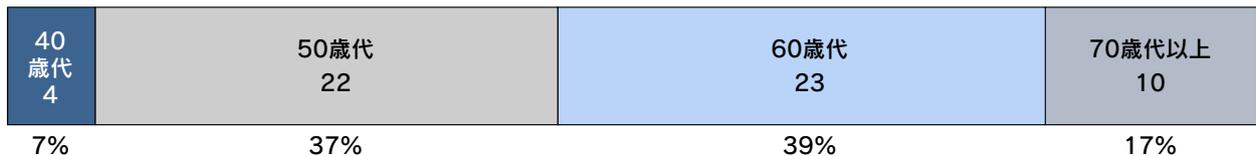
(在任終了時期)

- 第2条 総代の定年は満70歳とし、在任の途中で年齢が満70歳に達した場合は、その任期をもって終わるものとする。また、総代歴3期をもって定年とする。但し、総代選考基準に適合し、総代選考委員会が適格と認めた場合は、総代候補者として再任を妨げないものとする。
- 2 本人より辞任の申出があった場合は、金庫の受理したときをもって終わるものとする。

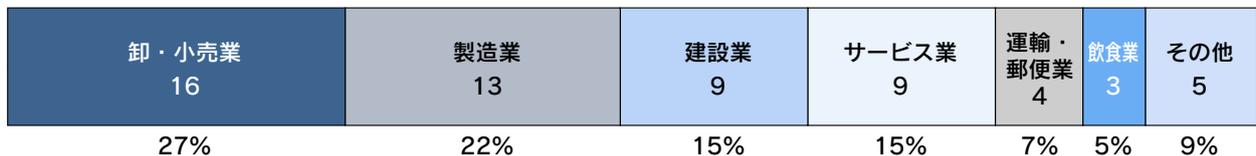
附則 本基準は、平成16年7月1日より施行する。
本基準は 平成25年8月16日に一部改定する。

3. 総代の氏名及び属性別構成比

◇年代別



◇業種別



(※その他⇒医療・福祉業・教育・学習支援業・農業・林業・情報通信業・個人)

◇職業別



◇総代氏名

選任区域	人数	氏名	就任回数	氏名	就任回数	氏名	就任回数	氏名	就任回数
1区 (本店・南支店)	27	浦川 嘉子	3	岡本 徳博	3	梶山 紀生	5	片岡 洋右	2
		川原 康紀	3	北風 正春	6	黒川 隆太	8	黒木祐一郎	7
		坂口 藤男	5	重松 宏臣	1	城島 正敬	2	中野 博隆	3
		早田 文昭	8	平川 善明	4	洲上 康児	2	牧山裕見子	6
		齊藤 幹人	1	井手 保子	1	有浦 定幸	3	金子和斗志	4
		川副 史郎	2	白川 十郎	5	菅村 修	8	徳永 祐史	3
		乗田 泰	6	高島 定雄	1	波多 茂	1		
2区 (有田支店・西有田支店)	14	近藤孝次郎	1	高野 岩雄	6	田中 亮太	3	高尾 隆浩	3
		高島 明博	3	樋口 展康	4	古川 次則	5	百田 憲由	3
		山本 博文	6	今泉美代子	2	佐々木勝一	5	庄山伊都子	3
		廣 道夫	2	岩永 忠美	1				
3区 (黒川支店)	5	小島 清嗣	8	田中 芳隆	3	大川内基泰	1	橋口 年春	9
		本多 正臣	1						
4区 (大川支店)	3	伊東 国晴	5	草場 勝美	1	前田 吉彦	6		
5区 (山代支店・東山代支店)	10	中尾 良樹	4	野口 英親	5	弘川 貴紀	5	稲沢 文員	1
		今泉 清美	1	石井 敏明	4	古賀 政博	11	古賀 通浩	3
		寺澤 雅敏	3	竹田 雅子	1				

4. 総代会の決議事項

開催日 令和2年6月26日

第94回通常総代会において次の事項が付議され、それぞれの原案のとおり了承されました。

①報告事項

第94期（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）業務報告、貸借対照表および損益計算書類の内容報告並びに会計監査人および監事会の監査報告の件

②決議事項

- 第1号議案 剰余金処分案承認の件
- 第2号議案 定款の一部変更の件
- 第3号議案 理事の任期満了に伴う選任の件
- 第4号議案 退任理事に対する退職慰労金贈呈の件

お客様の満足度(利便性)向上の取組み

当金庫はお客様へのより良いサービス実現を目指して「お客様の声をお聞かせください」のアンケートを実施いたしました。ご回答いただきました内容分析結果は以下のとおりであります。アンケートにご協力いただきまして誠にありがとうございました。また、貴重なご意見、ご要望が寄せられていることから、これらを真摯に受け止め今後の金庫経営に反映させ、お客様の利便性向上に、更に取り組んでまいります。

- ◎アンケートの方法
- ①依頼先
 - ア. 事業経営者並びに一般のお取引先
 - イ. 営業店地区別のお取引先数に応じて按分し選定
 - ②設門の内容
 - 下表の4項目について細かにお尋ねしています。
 - ③回答の方法
 - 満足・やや満足・やや不満・不満の4項目から1つ選ぶ

◎回答者の構成並びに回答割合 (対象者 300先 回答者 172先 回答率 57.3%)

◆性別

男性 58名 33.7%	女性 104名 60.5%	無回答 10名 5.8%
--------------	---------------	--------------

◆年齢別

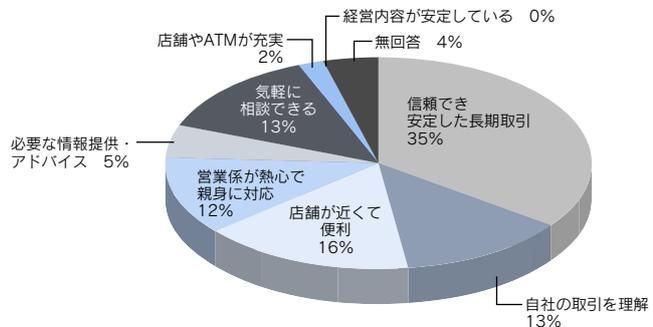
20代以下 6名 3.5%	30代 16名 9.3%	40代 35名 20.3%	50代 42名 24.4%	60代 69名 40.1%	無回答 4名 2.3%
---------------	--------------	---------------	---------------	---------------	-------------

◆職業別

会社員 66名 38.4%	法人役員 37名 21.5%	自営業 35名 20.3%	専業主婦 9名 5.2%	その他 18名 10.5%	無回答 7名 4.1%
---------------	----------------	---------------	--------------	---------------	-------------

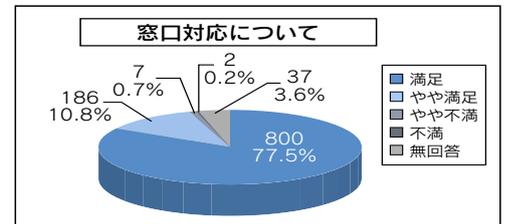
◆お客様が当金庫に最も求めるもの

信頼でき安定した長期取引	61名
自社の取引を理解	22名
店舗が近くて便利	28名
営業係が熱心で親身に対応	21名
必要な情報提供・アドバイス	8名
気軽に相談できる	22名
店舗やATMが充実	4名
経営内容が安定している	0名



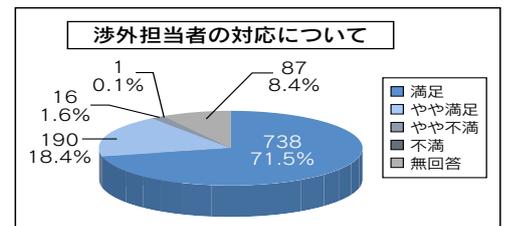
□設問1 窓口対応について

- 好感がもてる「あいさつ」「ことば使い」となっている
- 身だしなみは職場にふさわしいものになっている
- ご来店いただいた際の待ち時間は適当である
- 取扱商品の提案や商品説明は分かり易いものとなっている
- 電話の対応や取次はきちんと出来ている
- ご相談、ご質問等には誠意をもって対応している



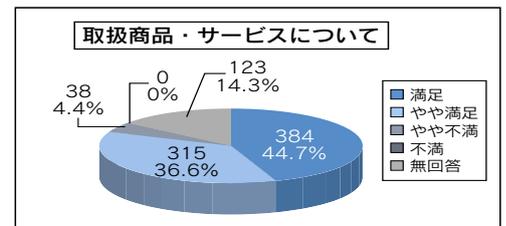
□設問2 渉外担当者の対応について

- 好感がもてる「あいさつ」「ことば使い」となっている
- 身だしなみは職場にふさわしいものになっている
- 訪問時間や約束事は守られている
- 取扱商品の提案や商品説明は分かり易いものとなっている
- 金融商品のアドバイスや興味ある情報提供をしている
- ご相談、ご質問等には誠意をもって対応している



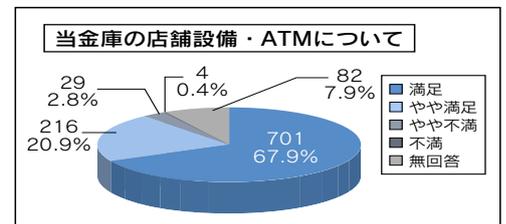
□設問3 取扱商品・サービスについて

- 預金商品の品揃え・内容は充実している
- 保険商品の品揃えや投信などの資産運用商品は充実している
- お客さまニーズに合った商品提案ができています
- 融資期間・担保・保証面での柔軟な対応ができています
- 各種手数料の水準は他金融機関と比較して適当である



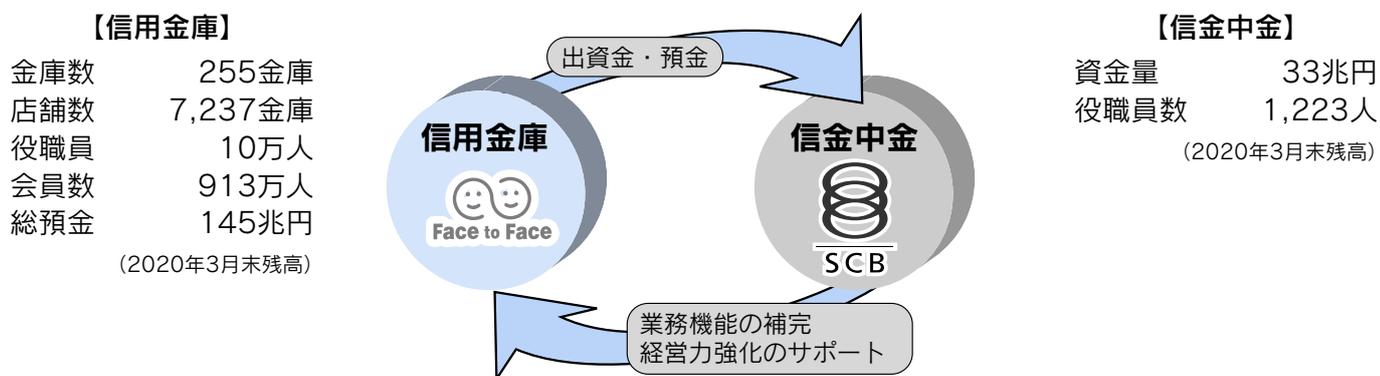
□設問4 当金庫の店舗設備・ATMについて

- 店舗の外観や店舗周辺の整備は出来ている
- 店舗内は気持ち良く来店できる印象である
- 店舗内の設置物や掲示物は分かり易いものとなっている
- ATMコーナーは気持ち良く利用できる印象である
- ATMコーナーの設置台数や営業時間は適当である
- 店舗ロビーの広さや駐車場の利便性は適当である



◆信金中金は信用金庫のセントラルバンクです。

信金中央金庫（信金中金）は、全国の信用金庫の出資により設立された信用金庫の中央金融機関です。全国の信用金庫から預け入れられた豊富な資金を、国内外の金融市場において運用しているほか、国・政府関係機関、地方公共団体、事業会社などへの融資を行っており、その成果を種々の形で信用金庫業界に還元しています。また、全国津々浦々に広がる巨大なネットワークを形成する信用金庫のセントラルバンクとして、資金・為替の集中決済や信用金庫の業務機能の補完を行うほか、業界のセーフティーネットを運営することにより、業界の信用力の維持・向上につとめています。



◆信用金庫の中央金融機関としての役割

信用金庫の業務機能の補完

信用金庫が個別で行うことが困難であったり、非効率である業務の支援に取り組んでいます。

信用金庫業界の信用力の維持・向上

信用金庫のコンサルタント、ホームドクターとして、信用金庫業界の信用力の維持・向上に努めています。

信用金庫の余裕資金の効率運用

信用金庫からお預かりした資金を有価証券や貸出金などにより、集中的に運用しています。

【業務機能補完メニューの一例】

販路拡大支援

信用金庫が主催するビジネスフェア・商談会への大手バイヤー企業の招聘や、信用金庫取引先の取扱商品を掲載したギフトカタログを制作するなどの取り組みによる販路拡大支援を行っています。

貿易投資相談

海外進出あるいは貿易取引を行っている信用金庫取引先や今後の海外事業や新規取引を検討している信用金庫取引先に対して、専門知識を有したスタッフによる貿易投資相談を行っています。

地域振興支援

地域の活性化や地域産業の振興をはかるため、地元信用金庫と一体となって、中心市街地・商店街・温泉街・地域産業などの活性化についてのコンサルティング活動を実施しています。

■ 開示項目一覧

このディスクロージャー資料は、信用金庫法施行規則に規定するディスクロージャーに関する開示基準に基づいて作成しておりますが、その基準における各項目は以下のページに記載しております。

信用金庫法施行規則第132条開示項目一覧

1. 金庫の概況及び組織に関する事項		② 法令等遵守の体制 …………… 24
① 理事・監事の氏名及び役職名 …………… 2		③ 地域の活性化のための取組状況 …………… 38
② 事業の組織 …………… 3		④ 中小企業の経営支援に関する取組状況 …………… 41
③ 営業店舗の名称及び所在地 …………… 4		⑤ 金融ADR制度への対応 …………… 25
④ 会計監査人の名称 …………… 11		5. 金庫の2事業年度における財産の状況に関する事項
2. 金庫の主要な事業の内容 …………… 2		1 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書 …… 11～16
3. 金庫の主要な事業に関する事項		2 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額 …… 27
1 直近の事業年度における事業概況 …………… 9		①破綻先債権に該当する貸出金
2 直近の5事業年度における主要な経営の状況を示す指標 …… 10		②延滞債権に該当する貸出金
①経常収益		③3ヶ月以上延滞債権に該当する貸出金
②経常利益又は経常損失		④貸出条件緩和債権に該当する貸出金
③当期純利益又は当期純損失		3 次に掲げるものに関する取得価額又は
④出資総額及び出資総口数		契約価額、時価及び評価損益 …………… 22・23
⑤純資産額		①有価証券
⑥総資産額		②金銭の信託
⑦預金積金残高		③第102条第1項第5号に掲げる取引
⑧貸出金残高		4 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 …………… 21
⑨有価証券残高		5 貸出金償却の額 …………… 21
⑩単体自己資本比率		6 報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営又は財産の状況に
⑪出資に対する配当金		重要な影響を与えるものとして金融長官が別に定めるもの …… 17
⑫職員数		7 定性的な開示事項 …………… 29～35
3 直近2事業年度における経営の状況を示す指標		
①主要な業務の状況を示す指標		
ア.業務粗利益及び業務粗利益率 …………… 10		
イ.資金運用収支、役員取引等収支及びその他業務収支 …… 10		
ウ.資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、		
利息、利回り及び利鞘 …………… 18		
エ.受取利息・支払利息の増減 …………… 18		
オ.総資産経常利益率 …………… 18		
カ.総資産当期純利益率 …………… 18		
②預金に関する指標		
ア.流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の平均残高 …… 19		
イ.固定金利定期預金、変動金利定期預金		
及びその他定期預金残高 …………… 19		
③貸出金等に関する指標		
ア.手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高 …… 20		
イ.固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高 …… 20		
ウ.担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額 …… 20・21		
エ.使途別の貸出金残高 …………… 21		
オ.業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合 …… 21		
カ.預貸率の期末値及び期中平均値 …………… 22		
④有価証券に関する指標		
ア.商品有価証券の種類別の平均残高 …… 該当ありません		
イ.有価証券の種類別の残存期間別の残高 …………… 22		
ウ.有価証券の種類別の平均残高 …………… 22		
エ.預証率の期末値及び期中平均値 …………… 22		
4. 金庫の事業の運営に関する事項		
① リスク管理の体制 …………… 26		

参 考 事 項

< 経理・経営内容 >

- 業務純益 …………… 10
- 経費の内訳 …………… 18

< 資金調達 >

- 預金科目別残高 …………… 19
- 預金者別預金残高 …………… 19
- 財形貯蓄残高 …………… 19
- 預金会員・会員外別残高 …………… 19

< 資金運用 >

- 貸出金科目別残高 …………… 20
- 消費者ローン・住宅ローン残高 …………… 20
- 貸出金会員・会員外別残高 …………… 20

< 証券業務 >

- 公共債引受額 …………… 23
- 公共債窓販実績 …………… 23

< その他業務 >

- 手数料一覧 …………… 5～6
- 代理貸付残高の内訳 …………… 23
- 内国為替取扱実績 …………… 23

< その他 >

- 経営理念・経営方針 …………… 2
- 沿革 …………… 3
- 商品のご案内 …………… 7～8
- ATM設置状況 …………… 5

(注) 1. 本誌における各項目は、国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。
2. 計数は、原則として単位未満を切り捨てて表示しています。

SHINKIN BANK



Face to Face